拝啓 時下ますます御健勝のことと存じます。

さて、平成20年度の国の予算につきましては、昨年12月24日閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成20年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況にかんがみ、さしあたり現段階における地方財政の見通し、その他予算編成上留意すべき事柄について、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくよ うお願い申し上げます。

時節柄御自愛専一の程お祈りいたします。

敬具

平成20年1月22日

総務省自治財政局財政課長

佐藤 文俊

各都道府県総務部長 殿 (財政課、市町村担当課扱い) 各指定都市財政局長 殿 (財政課扱い)

## (別 紙)

### 第1 国の予算等

政府は、昨年12月4日「平成20年度予算編成の基本方針」(別添資料第1)を閣議決定するとともに、12月19日に「平成20年度の経済見通 しと経済財政運営の基本的態度」(別添資料第2)を閣議了解し、これに基 づいて同月24日、平成20年度予算の概算(別添資料第3)を閣議決定した。

- 1 平成20年度予算及び財政投融資計画は、次のような基本的考え方により 編成された。
  - (1) 平成20年度予算は、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であり、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ、引き続き「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定。以下、「基本方針2006」という。)」及び「経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定。以下、「基本方針2007」という。)」に則り、最大限の削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心」の国の実現のため、予算の重点化・効率化を行う。
  - (2) 歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出及び一般会計歳出に ついて厳しく抑制を図る。足下の経済情勢や税収動向を踏まえ、新規国債 発行額について極力抑制する。
  - (3) 予算の配分に当たり、「公共事業関係費」及び「その他経費」については、「公共事業関係費」の総額を前年度予算額から3%減算した額、「その他経費」の総額を前年度予算額から原則として3%減算した額及び重点化促進加算額の合計額の範囲内とすることを基本に厳しく抑制する。「義務的経費」は、自然増を放置することなく、制度・施策の抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図る。また、引き続き予算執行実績を的確に踏まえた予算とする。
  - (4) 予算配分の重点化・効率化に当たっては、「活力ある経済社会の実現」、「地方の自立と再生」及び「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」に施策を集中する。また、各府省は、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行う。政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進

- める。「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号。以下、「行革推進法」という。)に基づき、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、国・地方の定数純減方針に則り、総人件費改革や特別会計改革、資産債務改革等により財政健全化に取り組み、適切に予算に反映させる。さらに、法令遵守等を徹底しつつ、民間活力の活用による効率化に努めるとともに、公共サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引き下げ、経費を削減する。また、各府省に第三者機関を設置するなど、随意契約の更なる適正化を推進する。
- (5) 税制については、「基本方針2007」を踏まえ、高齢化に直面する中で、成長力を高め、21世紀の我が国にふさわしい税制を構築する。歳出改革等を実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増については、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。今後、国民的な合意を目指して、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組む。
- (6) 「基本方針2007」に沿って、歳出・歳入を一体的にとらえ、戦略的かつ効果的な予算編成を行う。また、「日本経済の進路と戦略」(平成19年1月25日閣議決定。以下、「進路と戦略」という。)に沿って、財政健全化の中期目標との整合性を確保する。政策評価の一層の改善・充実を図りつつ、予算書・決算書の表示科目の単位と政策評価の単位とを原則として対応させ、政策評価と予算・決算との連携強化を更に進める。さらに、各府省が公表している財務情報等の活用を図る。
- 2 また、「平成20年度予算編成の基本方針」においては、「地方財政」及び「地方の自立と再生」について、以下の方針が示されている。
  - (1) 平成20年度予算においても、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に則り、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。
  - (2) 財政面からも地方が自立できるよう、地方税財政の改革に取り組む。 国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源 移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。

- (3) 法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在是正について、具体策を策定し、その格差の縮小を目指す。また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。
- (4) 地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日付け総務事務次官通知。以下、「地方行革新指針」という。)等を踏まえ、より一層積極的に地方行革に取り組む。
- (5) 地方の元気が日本の力であり、地方と都市がともに支え合う「共生」の考え方に基づき、地方の再生に取り組む。地方の再生に向けた総合的な戦略と連携した地方税財政上の対応として、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠を確保し、条件不利地域の状況や行革努力も勘案して、重点的に配分する。その財源は、地方税の偏在是正により生じる財源を活用する。
- 3 このような方針に基づいて編成された平成20年度の一般会計予算の規模は、83兆613億円(前年度比1,525億円、0.2%増)で、一般歳出は、47兆2,845億円(前年度比3,061億円、0.7%増)となっている。

財政投融資計画の規模は、13兆8,689億円(前年度比2,933億円、2.1%減)となっている。

また、「平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成20年度の国内総生産は526.9兆円程度、名目成長率は2.1%程度、実質成長率は2.0%程度となるものと見込まれている。

### 第2 地方財政対策

平成20年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれた。このため、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、国

の歳出予算と歩を一にして地方歳出を見直すこととし、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図り、これらを通じて、地方財政計画の規模の抑制に努めることとする一方、喫緊の課題である地方の再生に向けた自主的・主体的な地域活性化施策の充実等に対処するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本として地方財政対策を講じることとした。その概要は次のとおりである。

1 自主的・主体的な地域活性化施策に必要な歳出の特別枠「地方再生対策費」 の創設

喫緊の課題である地方の再生に向けた総合的な戦略と連携した地方税財政上の対応として、「地方と都市の共生」の考え方の下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方財政計画の歳出に、地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な特別枠「地方再生対策費」を創設することとしている。

「地方再生対策費」は、今般の地域間の税収偏在の是正策による効果額を勘案して、4,000億円を計上する。ただし、偏在是正の効果が発現するまでの間は、つなぎ措置として、その財源のうち3,700億円(交付団体の需要増加相当額)の全部又は一部を臨時財政対策債の発行により確保する。平成20年度においては、偏在是正の効果が発現しないため、その全額を臨時財政対策債の発行により措置する。なお、「地方再生対策費」に係る臨時財政対策債の発行額は、道府県分の既往の臨時財政対策債の発行額に加算することとしている。

「地方再生対策費」は、地方交付税の算定を通じて、市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分することとし、道府県分の算定額を1,500億円程度、市町村分の算定額を2,500億円程度とするとともに、算定に当たっては、人口規模のコスト差を反映(段階補正)するほか、第一次産業就業者比率や高齢者人口比率等を反映することとしている。また、合併市町村については、旧市町村単位で算定した額を合算することにより合併後のまちづくり等の財源を確保することとしている。

2 安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額の確保

国と地方の信頼関係を維持しつつ、歳出・歳入一体改革を進めるとともに、 喫緊の課題である地方の再生に向けた自主的・主体的な地域活性化施策の充 実等に対処するため、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿 って、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一 般財源の総額を確保することが必要である。特に、地方税収入の伸びが鈍化 する中で、地方交付税の総額を確保することが是非とも必要である。

このような観点に立って、地方財政対策を講じた結果、平成20年度においては、地方交付税総額は15兆4,061億円、前年度に比し2,034億円の増を確保することとし、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は、18兆2,393億円、前年度に比し4,066億円の増と、平成15年度以来の増額確保を図ることとしたところである。

また、一般財源総額(地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金等の合計額をいう。)は、59兆8,858億円、前年度に比し6,592億円の増となり、平成19年度における増額幅を更に上回る増額を図ることとしたところである。特に、交付団体(平成19年度算定ベース)の一般財源総額について、前年度に比し5,800億円程度の増を確保することとしたところである。

# 3 財源不足とその補てん措置

平成20年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、社会保障関係経費の自然増や公債費が依然高水準であることなどにより、大幅な財源不足が生じる見込みとなった。このため、平成19年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還を繰り延べた上で、当該償還予定額(5,869億円)を平成20年度に繰り越して地方交付税の総額に加算することとするとともに、平成20年度に予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成26年度以降に繰り延べることとし、また、平成18年度精算分の一部(5,016億円の減額のうち3,016億円)を平成21年度に繰り延べることとした。その結果、5兆2,476億円の財源不足が生じ、平成8年度以来13年連続して、「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)第6条の3第2項の規定に該当する財源不足を生じることとなった。

平成20年度の地方財政対策においては、上記の財源不足額5兆2,476 億円について、平成19年度に講じた平成21年度までの制度改正に基づき、 従前と同様の例により、次の補てん措置を講じることとした結果、前年度に 引き続き、国と地方が折半して補てんすべき財源不足額は生じないこととな った。

- (1) 財源対策債の増発 1兆5,400億円
  - 一般公共事業等の充当率の臨時的引上げ等により建設地方債を増発するものであること。
- (2) 国の一般会計における加算 6,744億円

平成19年度以前の地方財政対策に基づき「地方交付税法」の定めるところにより平成20年度の地方交付税総額に加算することとされている額(以下、「既往法定分」という。)を国の一般会計から交付税特別会計へ繰り入れるものであること。

上記の既往法定分6,744億円の内訳は、「地方交付税法」附則第4条の2第2項(平成19年度における国から地方公共団体への税源移譲に伴う地方交付税総額の減少影響の緩和措置額)に基づく加算額2,000億円及び同条第3項(公共事業等臨時特例債の利子負担額等)に基づく加算額4,744億円であること。

(3) 臨時財政対策債の発行 2兆8, 332億円

地方が負担する臨時財政対策債の元利償還等に係る次の合算額を補てんするものとして「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第5条の特例となる地方債を発行するものであること。

- ア 平成13年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因 する財源不足額 1兆2,522億円
- イ 地方財政計画歳出の投資的経費(単独)及び一般行政経費(単独)と 決算との一体的かい離是正分の一般財源に相当する額のうち次の合算額 1兆2,110億円
  - ① 平成17年度是正分 1,400億円(平成17年度是正分の一般 財源相当額3,500億円の5分の2)
  - ② 平成18年度是正分 6,000億円(平成18年度是正分の一般

財源相当額1兆円の5分の3)

③ 平成19年度是正分 4,710億円(平成19年度是正分の一般 財源相当額6,000億円の5分の4(4,800億円)のうち財源 不足となるもの)

なお、上記①から③までの一体的かい離是正分については、それぞれ当初の発行年度以降5年間で段階的に地方税、地方交付税等の一般財源による措置(財源不足が生じる場合には国と地方が折半して補てん)に移行することとしており、この間において、本来であれば国負担となる分との差額については、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとしていること。

ウ 地方再生対策費分 3,700億円

(4) 特別交付金の交付 2,000億円

恒久的減税による減収を補てんする制度であった減税補てん特例交付金 が平成18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として設けられた 交付金(「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平成 11年法律第17号)附則第4条第1項)を交付するものであること。

## 4 地方交付税の総額

平成20年度の地方交付税の総額は15兆4,061億円(前年度比2,034億円、1.3%増)となっている。

なお、平成18年度分の精算(5,016億円の減額)については、その一部(3,016億円)を繰り延べ、平成21年度における既往法定分の加算予定額を勘案して、同年度の地方交付税の総額から減額することとし、平成20年度においては2,000億円を減額することとしている。

また、次の(1)から(4)までに掲げる額の合計額については、平成26年度 以降の地方交付税の総額に加算することとし、(5)から(7)までに掲げる額の 合計額については、平成21年度及び平成22年度の地方交付税の総額から 減額することとし、その旨法律に定めることとしている。

(1) 平成4年度までの投資的経費に係る国庫補助負担率の引下げ措置に伴い 一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等

2.669億円

- (2) 平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 35億円
- (3) 平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額 49億円
- (4) 昭和61年度、平成4年度から平成8年度までの間及び平成10年度に おける交付税特別会計借入金に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り 入れることとしていた利子相当額(後年度に償還財源を一般会計から交付 税特別会計に繰り入れることとしているものに係るものを除く。)

339億円

- (5) 平成18年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた通常収 支に係る国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額 599億円
- (6) 平成18年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた恒久的 な減税に係る国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差 額 244億円
- (7) 平成18年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた国庫補助負担金の一般財源化に係る国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額 4億円
- 5 交付税特別会計借入金の償還計画の見直し

前年度の地方財政対策時においては、地方税収入及び地方交付税の原資となる国税収入の大幅な伸びが見込まれたことから、「進路と戦略」参考試算(平成19年1月18日経済財政諮問会議提出)における経済成長率も勘案し、交付税特別会計借入金(地方負担分)について、平成38年度までの償還計画を新たに作成したところであるが、その後の地方税収入及び国税収入の伸びの鈍化を勘案し、必要な地方交付税総額を確保するため、平成19年度、平成20年度及び平成21年度に行う予定となっている交付税特別会計借入金の償還をそれぞれ平成25年度以降、平成26年度以降及び平成27年度以降に繰り延べる方式により、現行の償還期限の範囲で、償還計画を見直すこととしている。

#### 6 地方税制改正

平成20年度の地方税制改正においては、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するため所要の措置を講じることとしている。

また、最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税について、寄附金控除の拡充、上場株式等の配当等・譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長並びに公益法人制度改革に対応した所要の措置を講じるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとしている。

### 7 地方財政の規模

平成20年度の地方財政の歳入歳出規模(地方財政計画ベース)は83兆4,000億円程度(前年度比0.3%程度増)、歳出のうち公債費(公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。)及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は前年度比0.0%程度の増となる見込みである(別添資料第4)。

なお、平成20年度の地方財政計画においては、歳入に占める一般財源 (地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額をいう。) の比率は68.4%程度(平成19年度68.1%)、地方債依存度は11. 5%程度(平成19年度11.6%)となる見込みである。

また、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成20年度末借入金 残高は197兆円程度(平成19年度末199兆円)となる見込みである。

### 第3 予算編成の基本的考え方

平成19年度の我が国経済は、一部に弱さがみられるものの、景気は回復している。企業部門の底堅さが持続し、景気回復が続くと見込まれるものの、改正建築基準法施行の影響により住宅建設が減少していること等から、回復の足取りが緩やかになると見込まれる。物価の動向をみると、消費者物価指数は、石油製品等の上昇により上昇すると見込まれる。一方、サブプライム

住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動、原油価格の高騰等が我が 国に与える影響については注視する必要がある。

「平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、政府は、「希望と安心」の国の実現に向け、「自立と共生」の理念に基づき、安定した経済成長を図るとともに改革を進め、①活力ある経済社会の実現、②地方の自立と再生、③国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図ることとしている。

平成20年度においては、「基本方針2006」「基本方針2007」等を踏まえ、成長力強化及び地方の自立と再生に取り組むとともに、財政健全化に向けた歳出・歳入一体改革等を進めることとしている。

政府と日本銀行は、民間需要主導の持続的成長を図り、これと両立する安定的な物価上昇率の定着に向け、マクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、政策運営を行うこととしているほか、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととしている。なお、平成19年度に引き続き、海外経済の動向などにみられるリスク要因が我が国経済に与える影響については注視する必要があるとしている。

平成20年度の我が国経済については、世界経済の回復が続く下、平成19年度に引き続き企業部門の底堅さが持続するとともに、家計部門が緩やかに改善し、「自立と共生」を基本とした改革への取組の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組等により、物価の安定の下での民間需要中心の経済成長になると見込まれている。

そうした中で、明年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお平成19年度に引き続き大幅な財源不足の状況にある。社会保障関係経費の自然増が見込まれることに加えて、地方財政の借入金残高は平成20年度末に197兆円と見込まれ、今後、その償還負担が高水準で続くところであり、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されている。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方を通ずる歳出・歳入一体改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進

め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率 的で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

平成20年度の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえ、財政の 健全性の確保に留意しつつ、喫緊の課題である地方の再生に向け、知恵と工 夫を活かした産業振興、地域活性化や生活の安全安心の確保等の重点施策の 展開等に積極的に取り組まれたい。

- 1 平成20年度の国内総生産の成長率は、名目2.1%程度、実質2.0% 程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考 えられるので、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮され たい。
- 2 地方分権を一層推進するためには、地方公共団体が総力を挙げて行財政改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たし、各団体の取組状況を比較可能な形で分かりやすく示すなど、国民の理解を得ることが不可欠である。

総務省においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日付け総務事務次官通知。以下、「新地方行革指針」という。)を示し、「集中改革プラン」の公表をはじめとした行政改革に積極的に取り組むよう要請し、既にほとんどの団体で集中改革プランの公表が行われたところである。

地方公共団体においては、集中改革プランに明示した数値目標の達成に向け、同プランに基づく取組を着実に実施するとともに、「地方行革新指針」を踏まえ、公共サービスの見直しや市場化テストの積極的な活用など、更なる行政改革に取り組まれたい。

- 3 定員及び給与については、次の事項に留意して、定員管理及び給与水準等 の適正化を図り、給与関係経費を抑制するとともに、公務の能率的運営を推 進されたい。
  - (1) 定員については、「基本方針2006」において5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(▲5.7%)と同程度の定員純減を行うこととされており、住民への説明責任を果たしながら、「地方行革新指針」を踏まえ、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に引き続き取り組むとともに、毎年度の達成状況を検証するなどして、職員数の一層の純

減を図ること。

- (2) 給与については、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」 (平成19年10月30日付け総務事務次官通知)及び「地方行革新指針」 等に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。
  - ア 地域民間給与の適切な反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革 を踏まえた給与構造の見直しをいまだ実施していない一部の団体におい ては、直ちにこれを実施すること。
  - イ 人事委員会機能を発揮することなどにより、地域の民間給与をより的 確に反映すること。
  - ウ 技能労務職員の給与については、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」(平成19年7月6日付け自治行政局公務員部長・大臣官房審議官(公営企業担当)通知)に留意し、技能労務職員及び地方公営企業においてこれに相当する職種に従事する職員等の給与等について総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を住民に分かりやすく明示した取組方針を、19年度中を目途に策定し公表すること。
  - エ 給与や諸手当において不適正な制度・運用がある場合には、直ちにそ の適正化を図ること。特に、地域手当について、国における指定基準に 基づく支給割合を超えて支給している団体、支給地域に該当していない 地域において支給している団体にあっては、直ちに是正すること。
  - オ 退職手当についても、国家公務員における退職手当の構造面の見直し を踏まえた見直しを実施していない団体においては、速やかに国に準じ て見直すとともに、退職時の特別昇給を廃止していない団体においては、 直ちに是正措置を講じること。
- (3) 給与及び定員管理の状況の公表については、平成18年3月から運用開始している給与情報等公表システムについて、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。
- (4) 職員の人材育成については、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組むこと。

(5) 職員に対する福利厚生事業については、点検・見直しを行い、適正に事業を実施することとし、住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助についても見直しを図ること。

また、各地方公共団体において、事業の実施状況の公表に努めるほか、 各都道府県の市区町村担当課においては、管内市区町村の事業の実施状況 を比較できるような形で公表すること。

- 4 公金の取扱い、予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に 行われたい。特に、一時借入金や外部団体等に対する短期貸付金については、 出納整理期間の趣旨を逸脱することのないよう適正な財務処理を図られたい。 また、国営土地改良事業に対する負担金等を含め、債務負担行為の設定が必 要なものについては、適切に予算計上されたい。
- 5 財政健全化の推進については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号。以下、「地方公共団体財政健全化法」という。)において、財政指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等については平成20年度決算から適用することとされている。また、財政の早期健全化や財政の再生、公営企業の経営の健全化の基準等に係る政令は、地方公共団体の意見を反映しつつ、平成19年12月28日に公布されたところであり、各地方公共団体においても、法の円滑な施行に向け、財政指標の算定や公表等のために必要な準備を進められたい。
- 6 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示を進められたい。また、各地方公共団体の総合的な財政情報について一覧性をもって開示する「財政状況等一覧表」を公表しているところであるが、引き続きその活用を図られたい。なお、「団体間で比較可能な財政情報の開示について」(平成17年6月22日付け自治財政局長通知)に基づき、「財政比較分析表」を作成・公表しているところであるが、こうした取組を更に進めるため、歳出内容を類似団体と比較分析し、分かりやすく公表する「歳出比較分析表」の作成・公表について別途通知する予定であるので留意されたい。
- 7 公会計の整備については、「新地方公会計制度実務研究会報告書」(平成 19年10月17日公表)における「基準モデル」又は「総務省方式改訂モ デル」を活用し、「公会計の整備推進について」(平成19年10月17日

付け自治財政局長通知)の内容にも留意して、「地方公共団体財政健全化法」 の施行を踏まえ、平成21年度までに一定の資産評価を行った上で財務書類 を整備できるよう取り組まれたい。

また、「行革推進法」の趣旨及び「地方行革新指針」において資産・債務 改革の方向性と具体的な施策を平成21年度までに策定することとされてい ることを踏まえ、資産・債務改革に向けた取組を進められたい。

8 地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、「頑張る地方応援プログラム」により、市町村プロジェクトの取組経費に係る特別交付税措置、成果指標の普通交付税算定への反映、企業立地促進法に基づく減収補てん措置等を講じることとしている(交付税措置額3,000億円程度)。また、地方公共団体のプロジェクトに対して、関係各省(農林水産省、経済産業省、国土交通省、文部科学省、厚生労働省、環境省)と連携し、補助事業の優先採択等について配慮を行うこととしている。

平成20年度においては、新たに、人材支援措置として、地域人材力活性 化事業(先進市町村で活躍している職員や民間専門家の紹介・派遣など)を 実施することとしている。

## 9 公債費負担対策

平成19年度に引き続き平成21年度までの3年間で5兆円程度の公的資金(旧資金運用部資金3兆3,000億円程度以内、旧簡易生命保険資金5,000億円程度以内、公営企業金融公庫資金1兆2,000億円程度)の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講ずることとしている。

10 市町村合併については、平成11年3月31日に3,232であった市町村数が、本年7月1日には1,788となる見込みであり、相当の進展を見たところであるが、都道府県ごとの進捗状況には差異が見られる。

従って、都道府県においては、市町村合併の推進に関する構想の策定など、引き続き市町村合併を積極的に推進されたい。また、合併の推進及び合併した市町村の新しいまちづくりを支援するため、市町村合併支援プランに基づき、所要の地方財政措置を講じているので、各地方公共団体においては、各種支援等の積極的な活用を図られたい。

### 11 国民健康保険制度の財政基盤の強化等

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、平成17年度に決定された 医療制度改革大綱や、健康保険法等の改正などを踏まえ、国民健康保険に対 して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (1) 都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付する都道府県調整交付金(給付費等の7%(4,762億円))については、引き続き、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。
- (2) 保険料軽減制度については、国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、引き続き、その所要額(3,226億円(都道府県3/4、市町村1/4))について地方交付税措置を講じることとしていること。
- (3) 以下の制度については、平成17年12月18日の総務・財務・厚生労働3大臣合意に沿って、平成21年度までの暫定的な措置として、引き続き、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。
  - ① 保険者支援制度(708億円(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4))
  - ② 高額医療費共同事業(2,090億円(国1/4、都道府県1/4、 市町村国保1/2))
  - ③ 国保財政安定化支援事業(1,000億円(市町村単独))
- (4) 以上のほか、医療費の適正化を図るため、40歳から74歳までの国民 健康保険加入者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導の実 施が義務付けられたことから、特定健康診査・保健指導事業の都道府県負 担について地方交付税措置を講じることとしていること。

### 12 後期高齢者医療制度施行経費

医療制度改革の一環として、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしているので、制度の円滑な施行に向けて遺漏のないようにされたい。

(1) 保険料軽減制度については、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和 を図るとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を 行うため、その所要額(2,406億円(都道府県3/4、市町村1/4)) について地方交付税措置を講じることとしていること。

- (2) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。
  - ① 高額医療費負担金(900億円(国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2))
  - ② 財政安定化基金(289億円(国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3))
  - ③ 不均一保険料(13億円(国1/2、都道府県1/2))
- (3) 実施主体である広域連合に対する市町村分担経費、市町村の事務経費及 び都道府県の後期高齢者医療審査委員会関係経費について地方交付税措置 を講じることとしていること。
- (4) 医療費の適正化を図るため、広域連合が行う健康診査事業の市町村負担 について地方交付税措置を講じることとしていること。
- 13 道路特定財源については、「道路特定財源の見直しについて」(平成19年12月7日政府・与党)に基づき、地域の道路整備の促進を目指し、平成20年度から、地方道路整備臨時交付金の制度改善(対象事業の拡大及び財政状況に応じた交付率の引上げ)を行うとともに、道路整備に関する地方の財政負担の軽減を図るための臨時措置として、無利子貸付制度(地方道路整備臨時貸付金(5年間、総額5,000億円規模))を創設することとされているので留意されたい。
- 14 地域再生関連対策、地域を支える人づくり事業、地域文化振興対策、科学技術振興対策、地域情報化推進事業、IT活用住民生活向上対策、わがまちづくり支援事業、地域経済新生事業、中小企業金融対策、中心市街地再活性化特別対策事業、農山漁村地域活性化対策、森林・林業振興対策、ふるさと担い手育成対策事業、教育情報化対策、教育教材の整備推進、特別支援教育の充実、生活交通確保対策、観光立国推進対策、国際化推進対策(外国青年招致事業を含む。)、治安維持特別対策、共生のまちづくり推進、介護保険制度支援対策、地域環境保全・創造対策、石綿健康被害救済対策、リサイクル推進事業、国土保全対策、地域活性化事業、防災対策事業、防災拠点施設の耐震診断促進事業、石油コンビナート等防災強化対策及び国民保護対策に

ついては、引き続き地方交付税等による措置を講じることとしている。なお、 以下の点に留意されたい。

- (1) 「地域情報化推進事業」については、「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部策定)において掲げられた「申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」という目標の達成に向け、申請・届出等手続のオンライン化及びオンライン利用促進に積極的に取り組むこと。また、安全・安心なICT社会を目指すため、必要に応じた情報セキュリティポリシーの見直し、セキュリティ監査、セキュリティ研修等によるセキュリティ対策の実効性確保を推進するとともに、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード及び公的個人認証サービス等を活用した電子自治体の実現に向けて、積極的に取り組むこと。なお、住民基本台帳カードの普及を通じて、電子自治体の推進並びに住民サービスの向上及び市区町村事務の効率化を図るため、住民基本台帳カードの交付手数料の無料化に要する経費に対し、平成20年度から地方交付税措置を講じることとしていること。
- (2) 「農山漁村地域活性化対策」のうち、平成19年度までとされていた「ふるさと農道緊急整備事業」及び「ふるさと林道緊急整備事業」については、平成24年度まで実施することとし、所要の事業量を確保することとしていること。
- (3) 「特別支援教育の充実」については、平成19年度から2年間でおおむ ね全小中学校に特別支援教育支援員を配置できるよう、地方交付税措置を 講じているところであるが、平成20年度は配置人数を約30,000人 に拡充することとしていること。
- 15 ふるさと融資制度については、離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率の引上げ及び融資限度額全体の引上げの特例措置を、平成21年3月31日まで延長するほか、新たに地域再生計画認定地域(内閣府の地域再生支援利子補給金の支援措置(地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。)を活用するために地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。)について、地域経済活性化対策推進地域等及び沖縄県の区域と同様の融資比率及び融資限度額を適用することとしている。

- 16 有害鳥獣の駆除に要する経費については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号)の施行に伴い市町村が被害防止計画に基づく被害防止施策を実施する際に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしている。
- 17 農林水産省が平成20年の通常国会に提出予定である「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(仮称)」に基づき、市町村が作成する「特定間伐等促進計画(仮称)」に位置付けて実施される追加的な間伐等に要する経費について地方債の特例措置を講じることとしている。
- 18 独立行政法人緑資源機構が平成19年度限りで廃止される予定であること に伴い、同機構が実施してきた緑資源幹線林道事業について、地方公共団体 が主体となり国庫補助事業として実施する場合の地方負担については、平成 20年度から地方財政措置を講じることとしている。
- 19 「地方特定道路整備事業」については、平成19年度までとされていた事業期間を平成24年度まで延長することとし、所要の事業量を確保することとしている。
- 20 平成20年の通常国会に提出予定である「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(仮称)」に基づき地方公共団体と鉄道事業者等が連携して地方鉄道への支援等を行う鉄道事業再構築事業に関する取組として、地域の公共サービスに不可欠な役割を果たす鉄道について、その車両購入等への助成に要する経費について地方交付税措置を講じることとしている。
- 21 平成20年度から開始する「子ども農山漁村交流プロジェクト」の推進の ため、国においてモデル事業を実施することとしているが、地方公共団体が 地域の実情に応じて実施する、事業の推進体制及び受入体制の整備並びに宿 泊体験活動に要する経費について、地方財政措置を講じることとしている。
- 22 小中学校における退職教員等外部人材活用事業の創設に伴い必要となる地方負担については、平成20年度から地方交付税措置を講じることとしている。
- 23 地域医療提供体制の確保

地域の医師不足等が深刻である状況を踏まえ、全国どこの地域においても安心した医療を受けられる地域医療の確立のため、医師確保に要する経費に

ついての支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (1) 「緊急医師確保対策(平成19年5月31日政府・与党)」等における 医師の養成増について、卒後一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする都道府県の奨学金貸与事業については、引き続き、その所 要額について地方交付税措置を講じることとしていること。
- (2) また、同対策における小児科・産科をはじめとする病院勤務医の勤務環境整備等の地方負担については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。
- (3) 地域医療対策協議会の開催及び医師不足病院等における地域の開業医の活用等による医師確保支援事業に要する経費については、引き続き、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。
- 24 「子育て支援事業」については、「新しい少子化対策について」(平成18年6月少子化社会対策会議決定)、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)等を踏まえ、児童虐待防止対策の重点的な取組や妊産婦健診費用の助成、地域における子育て力の強化、少子化対策推進本部の設置等、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する総合的な少子化対策事業に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 25 「肝炎治療特別促進事業」として、国内最大の感染症である肝炎について、 肝がんへの進行予防、肝炎治療の効果的推進のため、都道府県が行う、B型 及びC型肝炎のインターフェロン治療に係る医療費の助成に要する経費につ いて、平成20年度から地方交付税措置を講じることとしている。
- 26 いわゆるニート等の若者の就労支援等をおこなう「地域若者サポートステーション」については、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する取組について平成20年度から地方交付税措置を講じることとしている。
- 27 「個人住民税の公的年金からの特別徴収のためのシステム開発経費」として、公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに市町村における事務の効率化を図る観点から、平成21年度に個人住民税の公的年金からの特別徴収制度を導入するため、市町村における特別徴収のためのシステムの開発経費について所要の地方交付税措置を講じることとしている。

- 28 「消防広域化支援対策」として、都道府県が策定した消防広域化推進計画に定められた広域化対象市町村に対して、広域消防運営計画の作成に係る経費及び消防の広域化に伴って必要となる経費について、引き続き地方財政措置を講じることとしている。また、都道府県が、広域化対象市町村に対して広域消防運営計画の作成等に関する情報提供や助言等を行うために必要となる経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 29 「高規格救急自動車整備促進事業」(仮称)として、消防力の整備指針に基づき算定された数を超えて有する高規格救急自動車以外の救急自動車(予備車を含む。)を、高規格救急自動車に更新整備するとともに救急救命士により運用する場合には、当該高規格救急自動車の更新整備については、所要の地方債措置を講じることとしている。併せて、救急救命士の養成期間中における救急隊員の確保に必要な経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 30 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分については、「平成20年度地方公営企業繰出金について」(自治財政局長通知)により別途通知することとしているが、その適正な運用に努め、地方公営企業がその本来の在り方に即した健全な経営を行いうるよう配慮されたい。
- 31 地方公営企業は、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを 提供する役割を果たしてきたが、将来にわたってその本来の目的である公共 の福祉を増進していくため、「新地方行革指針」、「地方行革新指針」、「行 革推進法」及び「地方公営企業の経営の総点検について」(平成16年4月 13日付け自治財政局公営企業課長通知)の趣旨等を踏まえ、特に次の事項 に留意し、さらなる経営改革に積極的に取り組まれたい。
  - (1) まず、現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について 検討すること。次に、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企 業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義 が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。
  - (2) 事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立 行政法人制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進す ること。また市場化テストの積極的な活用に取り組むこと。

(3) より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組むこと。

特に情報開示に当たっては、人件費、料金水準等について類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解、評価しやすいように工夫をこらすこと。

(4) 企業職員の給与については、平成18年度から実施している給与構造改革、地域民間給与の更なる反映、特殊勤務等諸手当等の是正の趣旨にかんがみ、給与の見直しを速やかに実施すること。また、定員管理については、「新地方行革指針」及び「地方行革新指針」を踏まえた真摯な取組により、定員の純減に努めること。

なお、専門的見地から経営の助言を行う経営アドバイザー派遣事業については、引き続き実施することとしているので、積極的に活用すること。

32 地方独立行政法人、地方公社や第三セクター等の運営に当たっては、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)、「行革推進法」、及び「地方行革新指針」を踏まえ、その人員や給与に関する情報を住民に分かりやすく開示させ、改革の取組を促されたい。特に、「行革推進法」第57条に基づき、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人に対しては、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう要請されたい。

また、地方公社及び第三セクター等については、「地方行革新指針」を踏まえ、人件費抑制・随意契約の見直し等に向け取組を進められたい。

33 第三セクター等の改革に関しては、「第三セクターに関する指針」(平成 15年12月12日付け自治財政局長通知)の趣旨を踏まえた積極的な取組 を要請してきたところであるが、「債務調整等に関する調査研究会」の報告 (「第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について(中間まとめ)」(平成19年10月17日))を踏まえ、総務省において、新たにガイドライン等を策定し、第三セクター等の資金調達に係る損失補償について、住民への情報開示の徹底、損失補償契約を締結しようとする際の手続面の厳格化を求めるとともに、第三セクター等の存廃も含めた改革を進めるた

めの方策を示すこととしているので留意されたい。その際、累積債務等により経営が著しく悪化した第三セクター等については、その存廃を含めた改革を進めるため、平成20年度までに外部専門家等で構成される「経営検討委員会」(仮称)を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、平成21年度までに「改革プラン」(仮称)を策定するなど、集中的な取組を要請することを予定しているので、各地方公共団体においては、対象とすべき第三セクター等の選定など、必要な準備を進められたい。

なお、内閣府においても、第三セクター等の再生を支援する仕組みとして、 地域力再生機構(仮称)の創設が検討されているので留意されたい。

- 34 土地開発公社の運営に当たっては、「「公有地の拡大の推進に関する法律 の施行について(土地開発公社関係)」の改正について」(平成12年4月 21日付け建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官通知)等を踏まえ、 次の点に留意されるとともに、土地開発公社の状況を踏まえつつ、その在り 方について抜本的な検討を行われたい。
  - (1) 新たな土地の取得については土地利用計画等を慎重に検討し、土地開発 公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分 の促進に努め、特に保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極 的に行うこと。また、土地取得手続の適正化や金利の低減、積極的な情報 公開等に努めること。
  - (2) 「土地開発公社経営健全化対策について」(平成16年12月27日付け総務事務次官通知)に基づき、公社経営健全化団体が指定され、健全化のための取組が行われているところであるが、その他の地方公共団体についても、より一層の土地開発公社の経営の健全化に取り組むこと。
  - (3) 地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、不適切な財政運営であることから、可及的速やかにその改善を図ること。

#### 第4 歳入

1 地方税

地方税については、次の諸点に留意するとともに、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理を図り、徴収の確保に努められたい。

- (1) 平成20年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正に伴う増減 収額とを合わせ、平成20年度の税制改正による減収額を30億円と見込 んでいること。なお、自動車取得税及び軽油引取税の税率等の特別措置の 適用期限については、10年延長することとしていること。
- (2) 平成20年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、975億円、0.2%増の40兆4,703億円(道府県税にあっては0.1%の減、市町村税にあっては0.5%の増)になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割2.7%の増、法人税割1.2%の減、法人事業税3.2%の増、地方消費税4.3%の減、市町村民税のうち所得割1.1%の減、法人税割1.8%の減、固定資産税(交付金を除く。)2.6%の増となる見込みであること。

なお、この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、 地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見 積りを行う必要があること。

(3) 平成19年に行われた所得税から個人住民税への税源移譲時の年度間の 所得変動に係る減額措置による還付又は充当額については、還付又は充当 見込額を平成20年度の地方財政計画における個人住民税の税収見込額か ら控除することとしていること。

また、平成20年3月17日までに個人住民税の住宅借入金等特別税額 控除の申告が、同年7月には税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措 置の申告がそれぞれ行われることとなっていることから、これらの措置の 対象となり得る者に対する制度の周知徹底に努めること。

(4) 税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとしていること。

ア 地方法人特別税

- ① 法人事業税(所得割・収入割)の一部(2.6兆円)を分離し、地方法人特別税(国税)とする。
- ② 地方法人特別税の課税標準は法人事業税(所得割・収入割)の税額 (標準税率分)とする。
- ③ 地方法人特別税の賦課徴収は都道府県が行う。
- ④ 平成20年10月1日以降に開始する事業年度から適用する。

## イ 地方法人特別譲与税

- ① 地方法人特別税の税収は、都道府県に地方法人特別譲与税として譲 与する。
- ② 譲与基準は、人口(1/2)及び従業者数(1/2)とする。
  - (注) 今回の改正による減収額が、財源超過額の1/2を超える場合、 減収額の1/2を限度として、当該超える額を譲与額に加算する。
- ③ 地方法人特別譲与税は平成21年度から譲与する。
- (5) 都市計画税は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格にかんがみ、都市計画税収の都市計画 事業費への充当について明示することにより、都市計画税収の使途を明確 にすべきものであること。

(6) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。) に要する費用に充てる目的税である。このことから、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、入湯税収の使途を明確にすべきものであること。

### 2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、7,027億円(前年度比64億円、0.9%減)であり、その内訳は、地方道路譲与税2,998億円(同74億円、2.4%減)、石油ガス譲与税140億円(前年度同額)、航空機燃料譲与

税164億円(同3億円、1.8%減)、自動車重量譲与税3,601億円 (同2億円、0.1%増)及び特別とん譲与税124億円(同11億円、9.7%増)となっている。

なお、地方法人特別譲与税については、平成21年度から譲与することと している。

### 3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の収入見込額は、総計で4,735億円で、前年度に比し、1,615億円、51.8%の増となっている。

なお、平成20年度においては、住宅借入金等特別税額控除による個人住 民税の減収を補てんするため、減収補てん特例交付金を創設することとして いる。

(1) 児童手当特例交付金(児童手当の拡充に伴う地方特例交付金)

児童手当特例交付金の総額は、平成18年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な639億円に平成19年度における制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な544億円を加算した1,183億円であること。

(2) 減収補てん特例交付金(住宅借入金等特別税額控除による減収に伴う地方特例交付金)

平成18年度の税制改正により、住宅借入金等特別税額控除の既適用者 (平成11年度から平成18年度までの入居者)について所得税から住民 税への税源移譲により所得税で控除しきれない税額控除額を住民税から控 除することとなったことに伴い地方公共団体に生じる減収を補てんするた め、減収補てん特例交付金を創設することとしており、その総額は、1, 552億円であること。

### (3) 特別交付金

減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されたことに伴う経 過措置として交付される特別交付金の総額は、2,000億円であること。

### 4 地方交付税

平成20年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及 び酒税の32%相当額、法人税の34%相当額、消費税の29.5%相当額 及びたばこ税の25%相当額の合計額14兆4,657億円(平成18年度に係る精算額のうち平成20年度精算額2,000億円並びに平成9年度及び10年度に係る精算額のうち平成20年度精算額870億円を減額した後の額)に国の一般会計における加算額6,744億円(既往法定分)を加えた15兆1,401億円であり、前年度当初に比し5,205億円、3.6%の増となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに交付税特別会計に おける剰余金等2,502億円及び前年度からの繰越分5,869億円を加 算し、交付税特別会計借入金に係る利子支払額5,711億円を減額した15 兆4,061億円であり、前年度に比し2,034億円、1.3%の増となっ ている(別添資料第5)。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の 決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いるこ とにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特に 留意すべきである。

## (1) 基準財政需要額

ア 地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方と都市の「共生」 の考え方の下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を 算定する「地方再生対策費」を創設することとしていること。

「地方再生対策費」に係る基準財政需要額の算定方法の案及び各団体 の試算額については、別途示す予定であること。

- イ 魅力ある地方の創出に向けた取組についての成果指標を交付税の算定 に反映する「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置については、前 年度と概ね同様の算定方法により、2,200億円程度を算定すること としていること。
- ウ 市町村分の地域振興費(面積)に適用していた投資補正 I を廃止する とともに数値急増補正の適用を見直すほか、最近の決算の状況等を踏ま え、引き続き普通態容補正の個別係数を縮減することとしていること。

また、最近の国勢調査結果等に基づき普通態容補正の種地の見直しを検討していること。

エ 引き続き、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じることとしていること。

また、三位一体の改革により税源移譲することとされた国庫補助負担 金分については、引き続き基準財政需要額に算入することとしていること。 その他、基準財政需要額の増減は、各地方公共団体における公債費の ウェイト等により各地方公共団体ごとにかなりの差が生じるものと見込 まれること。

# (2) 基準財政収入額

- ア 税源移譲によって財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政 運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う影響分を当面100 %算入することとしており、平成20年度は、所得税から個人住民税への 税源移譲相当額及び児童手当特例交付金がその対象となるものであること。
- イ 平成20年度から減収補てん特例交付金について新たにその75%を 算入することとしていること。
- ウ 一般的に、道府県分にあっては道府県民税所得割及び法人関係税の増、 地方消費税の減が見込まれ、市町村分にあっては、固定資産税の増、地 方消費税交付金の減が見込まれること。
- エ 基準財政収入額の見積もりに当たっては、前年度の実績値を基礎数値 として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算され ることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、 過少に見積もることのないようにすること。
- オ 法人関係税、住民税利子割(利子割交付金を含む。)、住民税所得割 (分離譲渡所得分)及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税及び住民税利子割(利子割交付金を含む。)の減収額を対象に減収補てん債を発行する場合には、減収補てん債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。
- (3) 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政 対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成19年度に比し 個別算定経費(地方再生対策費並びに公債費及び事業費補正を除く。)に あっては、道府県分0.5%程度の増、市町村分1.0%程度の減、包括

算定経費にあっては、道府県分3.0%程度、市町村分2.5%程度の減 と見込まれること。

(4) 前年度に引き続き臨時財政対策債の発行に伴い、2兆8,332億円を 基準財政需要額から控除することとしていること。

なお、平成20年度においては、地方税の偏在是正効果が生じないため、 臨時財政対策債の発行により「地方再生対策費」の財源を確保することと しており、これに伴い増加する臨時財政対策債振替相当額3,700億円 については、道府県分の振替相当額に加算することとしていること。

また、臨時財政対策債振替相当額は、道府県分の振替相当額に加算することとした額を含め、人口を測定単位とし、平成19年度の臨時財政対策 債振替相当額を算出した際に用いた補正係数を基礎として算出することと していること。

(5) 平成20年度の特別交付税の総額は、平成19年度に比し1.3%の増 となっているが、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう 慎重に見積もること。

特に、平成19年度において、災害対策及び合併関連経費等年度によって激変する項目により多額の交付を受けている地方公共団体にあっては、これらの事由による減少についても確実に見込むこと。

#### 5 国庫支出金

国庫支出金の総額については、現在のところ確定した金額を把握することは困難であるが、地方財政計画上0.9%程度の減になるものと見込まれる。また、平成20年度における各種交付金の計上額は、別添資料第6のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もられたい。

## 6 地方債

平成20年度の地方債計画(別添資料第7)は、地方公共団体が当面する 諸課題に重点的・効率的に対応しうるよう、公的資金の重点化と地方債資金 の市場化を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして 策定している。 その総額は、12兆4,776億円となり、前年度に比し332億円、0.3%の減となっている。

このうち、普通会計分は9兆6,055億円で、前年度に比べて474億円、0.5%の減となっており、公営企業会計等分は2兆8,721億円で、前年度に比べ142億円、0.5%の増となっている。

その主な内容は、次のとおりである。

(1) 地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債2兆8,332億円を計上していること。

なお、資金については、原則として市町村について財政融資資金を配分することとし、8,500億円を確保していること。

あわせて、一般公共事業債、学校教育施設等整備事業債、一般廃棄物処理事業債、地域活性化事業債及び臨時地方道整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げ等により財源対策債として1兆5,400億円を計上していること。なお、これは個別の地方公共団体の財政措置に不均衡が生じないよう調整を図るための調整分を含めて計上しているものであること。

- (2) 国庫補助負担金改革における施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、地方公共団体において施設整備事業を円滑に実施できるよう、引き続き施設整備事業(一般財源化分)700億円を計上していること。
- (3) 団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当債5,900億円を計上していること。
- (4) 集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む団体や、地域経済の活性化や地域雇用の創造による地域の再生に取り組む団体が、必要な公共施設の整備等を円滑に実施することができるよう、当該事業に係る通常の地方債に加え、さらに行政改革等推進債を充当することができることとし、4,400億円を計上していること。
- (5) 「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和40年法律第6号。以下、「旧合併特例法」という。)の下で合併した市町村を支援するため、合併市町村及び都道府県が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、引き

続き合併特例債及び合併推進債の所要額を計上していること。

また、「市町村の合併の特例等に関する法律」(平成16年法律第59号)の下で、都道府県の構想に位置付けられた市町村合併を支援するため、市町村及び都道府県が実施する当該市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、引き続き合併推進債の対象とすることとし、所要額を計上していること。

なお、合併特例債により積み立てられた「旧合併特例法」第11条の2 第1項第3号に規定する基金の取崩しは、積立てのために特例的に認められた合併特例債の性格にかんがみ、当該積立てのために発行された合併特例債の元金償還が終わった額の範囲内で、取り崩すことが可能なものであること。

- (6) 辺地とその他の地域の格差是正を図り、また、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、辺地及び過疎対策事業債3,213億円を計上していること。
- (7) 平成20年度から5年間の臨時措置としての道路事業に係る無利子貸付金制度の創設に伴い、地方道路整備臨時貸付金1,000億円を計上していること。
- (8) 地方債資金については、地方公営企業等金融機構の発足に伴い、地方公営企業等金融機構資金を創設するとともに、「行革推進法」を踏まえ、公的資金の縮減・重点化を引き続き図りつつ、所要の公的資金を確保することとしているほか、都道府県及び政令指定都市を中心に、市場公募地方債による市場化を引き続き推進することとしていること。

この結果、平成20年度地方債計画における地方債資金については、財政融資資金3兆2,400億円(前年度比400億円、1.2%減、地方債計画中の構成比26.0%)、公営企業金融公庫資金2,100億円(前年度比1兆1,400億円、84.4%減、構成比1.7%)、地方公営企業等金融機構資金1兆1,230億円(皆増、構成比9.0%)及び民間等資金7兆9,046億円(前年度比238億円、0.3%増、構成比63.4%)となっていること。

また、民間等資金の内訳は、市場公募資金3兆4,000億円(前年度

同額、構成比27.2%)、銀行等引受資金4兆5,046億円(前年度 比238億円、0.5%増、構成比36.1%)となっていること。なお、 市場公募資金のうち、住民参加型市場公募債は3,500億円となってい ること。

(9) 民間資金の調達に当たっては、市場公募化の一層の推進、証券発行方式 の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、償還期 間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に 努めること。

なお、平成20年1月1日以降において、非居住者又は外国法人が支払を受ける振替地方債の利子については、振替国債と同様に、非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税又は法人税を課さないこととし、源泉徴収を免除する税制上の特例措置が講じられたため、振替地方債を発行している地方公共団体にあっては、当該特例措置に関し、関係機関との連携や体制の整備等に取り組むこと。

(10)全国型市場公募債については、既発行団体にあっては発行規模の拡大に 努めるとともに、全都道府県及び政令指定都市が全国型市場公募債を発行 することを目指す観点から、未発行団体にあっては積極的にその発行を検 討すること。

また、中核市、特例市はもとより、その他の市町村においても、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進している「住民参加型市場公募債」の発行に積極的に取り組むこと。

なお、市場公募債の発行形式については、それぞれの地方公共団体が自 ら交渉して、自主的に条件を決定することが基本的な姿であることを踏ま え、適切な条件決定方式を選択して発行すること。

(11)発行単位の大型化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、「地方財政法」第5条の7の規定に基づく全国型の共同発行市場公募債については平成20年度において発行規模1兆2,000億円程度、29団体を予定していること。なお、全国規模の共同発行に限らず、近隣地方公共団体間や都道府県・市町村間など様々な形の共同発行の推進に努めること。

- (12) それぞれの地方公共団体において財政健全性を維持するための取組を行っていること、BIS規制上、信用リスクの標準的手法において、リスク・ウェイトがゼロとされていること等について、地方債の市場化の推進に対応し、住民及び市場関係者の一層の理解を得られるよう、積極的にIR活動(投資家・金融機関等への説明)等情報提供を行うこと。
- (13)「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号) 等に基づく公共事業の見直しや公共施設の目的外転用により、公的資金の 繰上償還(補償金が課されない強制繰上償還)を行う場合には、民間資金 による借換債を認めることとしていること。
- (14) 中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、将来にわたる 地方債の発行計画及び償還計画を策定するなど、総合的な地方債管理に努 めること。
- (15)公債管理に当たっては、施設の耐用年数等を勘案しつつ適切な地方債の 償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意すること。 また、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、借換えによ り対処するものとすること。なお、償還期間を延長する等借入条件を変更 することは、市場関係者に対して債務の繰り延べとの印象を与えかねない ため、慎むこと。

#### 7 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図られたい。

#### 第5 歳出

#### 1 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項に留意し、定員管理及び給与水準の適 正化等により、その抑制に特段の努力をされたい。

(1) 各地方公共団体においては、「新地方行革指針」に基づき、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、ICT化の推進、公共施設の効率的な配置

等の取組により、適正な定員管理を一層推進し、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に向け、定員の純減に努めること。

また、技能労務職の採用に当たっては、真に正規職員でなければ対応できないものであるか等について十分検討すること。

なお、国の法令による定員配置の基準を超えて職員配置をしている場合 にあっては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定数の適正化を図るなど、適 切に対処すること。

- (2) 地方財政計画上の職員数については、「基本方針2006」における5年間で5.7%の定員純減目標に基づく純減を各年度均等に行うこととした上で、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、全体として28,319人の純減としていること。
- (3) 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴う1,105人の減員に対して、1,195人の改善増及び更なる合理化による減員156人を見込むことにより、全体として66人の減員を見込んでいること。

公立高等学校(特別支援学校高等部を含む。)の教職員については、地 方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴い、1,763人の減員を見込ん でいること。

- (4) 一般職員(教員、警察官、消防職員及び警察事務職員等を除く職員。) については、地方財政計画上、23,853人の減員を見込んでいること。
- (5) 警察官については、地方財政計画上、定員を据え置くこととしていること。 また、警察事務職員については、74人の減員を見込んでいること。
- (6) 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第8のとおり改定される予定であること。
- (7) 団塊の世代の大量定年退職等に対処するため、地方財政計画上の退職手当を前年度に比し0.2%増の2兆3,900億円程度計上することとしていること。
- (8) 平成20年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を 計上しないこととしているので留意すること。

(9) 地方財政計画上の給料単価等の積算に当たって、平成17年人事院勧告の給与構造改革と同様の見直しに加え、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、地域民間給与の更なる反映、期末勤勉手当の支給月数の地域格差等の反映、級別職員構成の是正及び教員給与の見直しを見込んでいること。

### 2 一般行政経費

- 一般行政経費については、次の事項に留意しつつ、経費全般について徹底した見直しを行い、重点化を図るとともに、その節減合理化に努めること。
- (1) 一般行政経費(単独)については、地域において必要な行政課題に対して適切に財源措置を行う一方、既定の行政経費については自助努力による節減分を見込みつつ極力縮減し、前年度に比し約0.8%減の13兆8,400億円程度を計上することとしていること。
- (2) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、医療制度改革に基づき、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、従来の国民健康保険関係事業費から名称変更を行った上で拡充を図ることとし、国民健康保険の保険基盤安定制度(保険料軽減分)3,226億円、都道府県調整交付金4,762億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度(保険料軽減分)2,406億円を合算した1兆1,394億円を計上することとしていること。
- (3) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。
- (4) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成20年度においては、5,700億円程度(前年度同額)を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。
- (5) 運輸事業振興助成交付金については、引き続き地方財政計画に所要額を計上することとしていること。

#### 3 投資的経費

地方公共団体が財政の健全化に留意しつつ、地域の自立や活性化につなが

る基盤整備や生活関連社会資本整備を実施することが求められており、各地 方公共団体においては、地域の実情に即した適切な事業を選択し、事業の重 点的かつ効果的な実施に努められたい。

- (1) 国の公共事業関係費は前年度比3. 1%減とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、前年度に比し、約1. 9%減の1兆1, 200億円程度、補助事業費については、前年度に比し約2. 5%減の5兆3, 700億円程度となる見込みであること。
- (2) 地方単独事業費については、前年度比3.0%減の8兆3,300億円程度を計上することとしており、既定経費の節減合理化や基金の活用などにより財源の確保に努めるとともに、「地域活性化事業」等の活用を図り、基盤整備への重点化を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業を実施すること。
- (3) 国の公共工事については、「公共事業コスト構造改革プログラム」(平成15年9月15日公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議決定)に基づきコスト縮減に取り組まれてきたところであるが、平成19年度内に平成20年度以降の新たな国のプログラムが策定される予定であり、おってその趣旨については周知するので、国のプログラムを参考に引き続き公共工事のコスト縮減に取り組むこと。

#### 4 公債費

公債費については、臨時財政対策債の元利償還分の増などにより、地方財政計画上前年度に比し1.7%程度の増を見込むこととしている。公債費が依然として高い水準にあるとともに、その状況は各地方公共団体において異るものであること等にかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

### 5 維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度に比し0.9%程度の減を 見込むこととしている。各種公共施設等について計画的に補修を行い、その 機能が十分に発揮されるよう適切な措置を講じられたい。

## 6 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」(昭和27年法律第292 号)等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本 原則を堅持しながら、地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤 の強化を図るとともに、生活関連社会資本の整備及び社会経済情勢の変化に 対応した新たな事業の展開に配慮し、地方財政計画に所要額を計上すること としているので、この趣旨に沿って適正な運用を図られたい。

## 7 その他

次の諸点に、特に留意されたい。

- (1) 国、独立行政法人等に対し施設又は用地を無償で提供する等の事例が見受けられるが、「地方財政再建促進特別措置法」(昭和30年法律第195号)第24条の規定に基づき適正に対処すること。また、同条ただし書の規定により、地方公共団体が国立大学法人等に対して寄附金等の支出を行う場合は、地域の産業振興等に資する特定の人材育成や産学連携のための施設等の無償貸与や経費負担等を含めた運用を緩和することとした「国立大学法人等に対する寄附金の支出等に関する取扱いについて」(平成19年12月28日付け自治財政局財務調査課長通知)にも留意しつつ、適切に対処すること。
- (2) 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、依然として、経営状況が悪化し、収益率が低下する等極めて厳しい状況にあるので、各施行団体にあっては、交付金制度の見直し等がなされたことも踏まえ、魅力の向上による売上げの増加を図り、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じ、今後の事業の在り方についても検討を行うこと。

なお、引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に 経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や 機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該 年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができることと しており、必要に応じてこの措置を活用し、積極的に経営の合理化に取り 組むこと。

- (3) 「地方公営企業等金融機構法」(平成19年法律第64号。以下、「機構法」という。)に基づき公営企業健全化基金については、平成20年10月に廃止される公営企業金融公庫から地方公営企業等金融機構の一般勘定へ全額承継することとしており、「地方財政法」第32条の2に規定する公営競技を行う地方公共団体の納付金は、移行後においては、公営企業健全化基金を承継する地方公営企業等金融機構に納付することとしていること。また、平成20年度より、公営競技に係る納付金の納付方法について、「地方財政法施行令」附則第2条を改正し、これまでの納付方法を改め当該年度の決算が確定した後に納付することとしていること。
- (4) 公共工事の入札及び契約手続については、「地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復について」(平成18年11月7日付け総務事務次官通知)において既に通知しているとおり、事務手続のより一層の透明性、公平性の確保のため必要な改善を加えるなど、適切に対処すること。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12年法律第127号)により義務付けられている発注見通しの情報の公 表などの事項について、未だ措置されていない団体にあっては、早期に是 正するとともに、同法に基づく指針に従い、必要な措置を講じるよう努め ること。

なお、一般競争入札の拡大や総合評価方式の拡充、ダンピング受注の防止の徹底等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」 (平成18年12月28日付け総務省自治行政局長・国土交通省総合政策局長通知)の趣旨を十分に踏まえ、適切に対処すること。

- (5) 公共工事の品質の確保については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)が平成17年4月1日に施行され、また、同法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が平成17年8月26日に閣議決定されたことを踏まえ、同法及び同方針に基づいて、公共工事の品質確保の促進を図るため総合評価方式の実施など必要な措置を講じること。
- (6) 国等が設置主体となる公的施設(会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、

健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設を指し、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。)については、新設及び増築を禁止することとされ、地方公共団体に対しても、この措置に準じて措置するよう要請するものとされているところであり(平成12年5月26日閣議決定)、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年6月9日付け自治事務次官通知)に基づき、適切に対処すること。

(7) 住民票の写しの交付等の事務については、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(平成13年法律第120号。以下、「郵便局事務取扱法」という。)により郵便局において取り扱わせることができ、また、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)により官民競争入札等を実施し民間事業者に業務を委託することができることとされているので、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、これらの制度の活用に努めること。

なお、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」 (平成17年法律第102号)により、郵便局事務取扱法が改正されたと ころであるが、郵政民営化後の郵便局においても、地方公共団体が一定の 基準に適合する郵便局を指定することにより、従前どおりこれらの事務を 取り扱わせることができることに留意すること。

## 第6 地方公営企業

- 1 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次 のような措置を講じることとしているので、その適切な活用に努められたい。
  - (1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。
  - (2) 公債費負担対策として行う公的資金補償金免除繰上償還の公営企業債分 については、旧資金運用部資金約2兆5,900億円、旧簡易生命保険資 金約3,500億円、公営企業金融公庫資金約1兆1,900億円(公営

企業借換債による措置4,000億円を含む。)の計画を平成19年度において承認しており、当該公営企業経営健全化計画の着実な実施に努めること。なお、事業別には、上水道(簡易水道含む)約1兆2,600億円、工業用水道約500億円、地下鉄約4,200億円、下水道約2兆1,800億円、病院約2,200億円となっていること。

- (3) 水道事業及び工業用水道事業において、将来にわたって活用する見込みがない水道施設等(用途廃止施設)を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化を図る団体を支援するため、施設処分等に要する経費について、所要の地方債措置を講じることとしていること。
- (4) 簡易水道事業については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に簡易水道事業債(臨時措置分)を措置することとし、その結果充当率を100%(うち臨時措置分10%)に引き上げることとしていること。

なお、当該臨時措置分に係る簡易水道事業債の元利償還金については、 その全額を後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。 また、簡易水道事業の経営の効率化・健全化を図るため、簡易水道事業 統合計画を策定し、事業内の簡易水道施設を整理・統合しようとする場合に は所要の地方財政措置を講じることとしているので、積極的に活用すること。

(5) 下水道事業については、平成18年度の地方財政措置の見直しに伴う平成17年度までに発行した下水道事業債の元利償還金に係る従来の公費負担割合(雨水相当分7割)による額と新たな公費負担割合(雨水分及び汚水公費分)による額との差額について、前年度に引き続き、下水道事業債(特別措置分)に振り替え、当該特別措置分に係る下水道事業債の元利償還金については、後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

また、地理的条件や個別事情によって料金の対象となる汚水資本費(使用料対象資本費)が高水準となる事業に対して、一定の使用料徴収を前提に資本費の一部に地方交付税措置を講じる高資本費対策については、使用料単価が150円/m³以上である事業を対象とすることとしていること。

下水道事業の経営健全化を図るため、平成18年度の繰出基準の見直し

を踏まえ、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に 区分するとともに、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費 を一般会計からの繰入により賄っている地方公共団体にあっては、早急に 使用料の適正化に取り組むこと。

加えて、下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造 的に生じる資金不足を補うため、資本費平準化債として所要の地方債措置 を講じることとしているので積極的に活用すること。

さらに、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度と同様に、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に下水道事業債(臨時措置分)を措置することとし、当該臨時措置分に係る下水道事業債の元利償還金については、その全額(流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。)を後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

- (6) ガス事業については、供給段階における事故を低減させるため、ねずみ 鋳鉄管等の経年管対策に要する経費について、新たに地方財政措置を講じ ることとしていること。
- (7) 病院事業については、新たに「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け自治財政局長通知)を示し、医師不足の深刻化など経営を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、地域において必要な医療提供体制を確保するため、公立病院改革に取り組むことを要請したところであり、病院事業を設置している地方公共団体においては、これを踏まえ、平成20年度中に公立病院改革プランを策定するとともに、その着実な実施に取り組むこと。

その際、医師不足等により近年経営が急激に悪化している地方公共団体が、不良債務の計画的な解消に取り組むことができるよう、平成20年度に限り「公立病院特例債」を創設するとともに、再編・ネットワーク化や経営形態の見直し等が公立病院改革プランに基づき円滑に実施されるよう、所要の地方財政措置を講じることとしていること。

#### 第7 地方公営企業等金融機構について

地方公営企業等金融機構については、「機構法」に基づき、平成20年度 上半期の設立へ向け、平成19年11月に発足した発起人会(地方六団体の 会長で構成)において準備が進められている。設立後、機構は、公営企業金 融公庫の解散に伴い、平成20年10月1日からその機能を承継して業務を 開始することとなるが、機構の貸付け等の取扱いについては、次のとおりと することとしているので、留意されたい。

## (1) 機構の貸付け

機構の貸付対象事業については、業務の重点化に関する「機構法」の規定及び地方公共団体のニーズ等を踏まえ、現公庫の貸付対象事業から有料道路事業、宅地造成事業及び市街地再開発事業を除外し、法定の5事業(水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業及び公営住宅事業)のほか、政令で工業用水道、電気、ガス事業等の10事業を対象として規定していること。

公営企業健全化基金による利下げは、財政融資資金の金利を下限に、現公庫と同様の特別利率 0.3%、臨時特別利率 0.35%の範囲内とすることを予定していること。

平成20年度地方債計画上、機構資金1兆1,230億円を計上することとしていること。なお、機構資金は、平成20年10月から、「地方財政法施行令」の公的資金となるものであること。

#### (2) 機構の財政基盤の確保

機構の一般勘定で承継する金利変動準備金の総額は2.2兆円とし、これを平成29年度までの毎年度期首に2,200億円ずつ10年間で繰入れることを予定していること。

また、平成20年度の管理勘定における借換債4,200億円は、全額 政府保証を付すこととしていること。

## (3) 機構への出資に対する財政措置

機構への出資について、一般会計出資債(充当率90%)、公営企業会計出資債(充当率100%)の地方債措置を講じるものであること。

また、機構への出資予定額166億円を地方財政計画に計上するとともに、 一般財源相当分について地方交付税措置を講じることとしていること。

## 平成20年度予算編成の基本方針

平成19年12月4日 閣 議 決 定

- I 安定した経済成長と改革の推進
- 1 成長力強化に向けて

## (我が国経済の現状と見通し)

景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、回復している。一方、 地域間の回復にばらつきが見られ、また、中小企業の中にも、景気回復が及 んでいないところが多い。

今後の我が国経済は、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。)に基づき、「自立と共生」を基本に改革への取組を加速・深化すること等を通じて、企業部門の好調さが持続し、これが家計部門に波及し、民間需要中心の経済成長が実現することが期待される。

なお、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動や米国経済の動向、原油価格の高騰等が我が国経済に与える影響については注視する必要がある。

#### (成長力強化)

今、我が国は、バブル崩壊後の長い低迷から脱却し、新しい成長の姿を確立していく重要な時期にある。しかしながら、戦後の持続的な人口増加と高い経済成長を前提としてきた我が国の経済制度・構造は、人口高齢化や急速なグローバル化、世界的なIT化に十分に対応しきれていない。

今後、我が国が、人口減少というこれまで経験したことのない状況の中で、 経済成長を持続させ、生活の質を高くしていくためには、こうした経済構造 を変革し、90年代に低下のみられた労働生産性を大幅に上昇させる必要があ る。

このため、「基本方針2007」等を踏まえ、政府一丸となって成長力強化に取り組む。

## (地方の自立と再生)

地方の元気が日本の力である。地方と都市がともに支え合う「共生」の考え方に基づき、地方の声に耳を傾け、地方の再生に取り組むこととし、「地

方再生戦略」(平成19年11月30日地域活性化統合本部会合了承)に基づく施 策や地域力再生機構の創設等の施策を推進する。

地方が自ら考え、実行できる体制の整備に向け、地方自治体に対する一層 の権限移譲を行う。

「地方分権改革推進法」に基づいて、必要な法制上又は財政上の措置等を 定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を3年以内 に国会に提出する。「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え 方」及び「中間的な取りまとめ」に基づき、国と地方の役割分担や国の関与 の在り方の見直し等について検討を進め、順次勧告を行う。

また、地方支分部局の抜本改革に向け、「地方分権改革推進法」に沿った 地方への移譲と合理化を「地方分権改革推進委員会」において引き続き検討 する。

地方分権の進展を図った上で、道州制の導入に向けた検討を行っていく。

## 2 将来を見据えた改革の推進

(歳出・歳入一体改革の推進)

財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。)及び「基本方針2007」を堅持し、平成23年度には国と地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成するなど、歳出・歳入一体改革を更に進める。

このため、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、「基本方針2006」で示された歳出改革を着実かつ計画的に実施する。「新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する」など「予算編成の原則」に沿って、規律ある財政運営を行うこととする。

また、「日本経済の進路と戦略」(平成19年1月25日閣議決定。以下「進路と戦略」という。)に沿って、各年度の予算が財政健全化の中期目標と整合的であるかどうかを、予算編成の要所において確認することとする。

さらに、少子高齢化が急速に進む中で、社会保障と税について一体的に改革する必要がある。その際には、①経済活力の向上、②受益と負担の世代間格差の是正、③社会保障と税の一体的・整合的見直し、④制度の信頼性・透明性、⑤中期的な財政健全化との両立という「安心・持続のための5原則」に沿って、引き続き議論を行い、給付と負担の両面から社会保障制度のあるべき姿を描き、そのための安定的な財源を確保する。

### (改革の続行)

改革と安定した経済成長は、車の両輪であり、ともに推進する必要がある。 経済、社会全般にわたる構造改革により、景気回復や雇用拡大など一定の 成果が上がってきているが、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴 う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題などの難し い課題に直面している。これを乗り切り、より成熟した社会をつくっていく ためには、時代に適合しなくなった制度や組織を改めるなど、自立と共生の 社会に向けて、将来を見据えた改革を進めていかなければならない。

我が国財政は極めて厳しい状況にあり、人口減少や少子高齢化が進めば、 将来の世代に一層重い負担がかかることは明らかである。国と地方の行政の 無駄や非効率を放置したままでは国民に負担増を求めることはできないこと から、行政改革を今後とも強力に推進し、21世紀にふさわしい、簡素で効率 的な政府を作り上げていかなければならない。

このため、「行政改革推進法」に基づき、民間活動の領域を拡大し、行政機構の整理・合理化を図る観点から、独立行政法人の見直し、国・地方の定数純減方針に則り、総人件費改革等を推進する。あわせて、公務員制度改革、規制改革、民間活力の活用や市場化テストの積極的な実施、公益法人制度改革等に取り組む。予算の無駄を徹底して排除するため、官が行う必要があるか等の基本的視点に従って、事業の仕分け・見直しを行う。

## Ⅱ 平成20年度予算の基本的考え方

## (歳出改革の推進)

平成20年度予算は、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算である。 歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ、引き続き「基本方針2006」及び「基本方針2007」 に則り、最大限の削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心」の国の実現のため、予算の重点化・効率化を行う。

このため、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出及び一般会計歳出について厳しく抑制を図る。足下の経済情勢や税収動向を踏まえ、新規国債発行額について極力抑制する。予算の配分に当たり、「公共事業関係費」及び「その他経費」については、「公共事業関係費」の総額を前年度予算額から3%減算した額、「その他経費」の総額を前年度予算額から原則として3%減算した額及び重点化促進加算額の合計額の範囲内とすることを基

本に厳しく抑制する。「義務的経費」は、自然増を放置することなく、制度 ・施策の抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図る。また、引き続き予算執行 実績を的確に踏まえた予算とする。

予算配分の重点化・効率化に当たっては、Ⅲの「活力ある経済社会の実現」、「地方の自立と再生」及び「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」に施策を集中する。また、各府省は、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行う。政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進める。「行政改革推進法」に基づき、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、国・地方の定数純減方針に則り、総人件費改革や特別会計改革、資産債務改革等により財政健全化に取り組み、適切に予算に反映させる。さらに、法令遵守等を徹底しつつ、民間活力の活用による効率化に努めるとともに、公共サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引き下げ、経費を削減する。また、各府省に第三者機関を設置するなど、随意契約の更なる適正化を推進する。

### (各分野における歳出改革)

「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、①から③までに掲げる各分野について制度・施策の見直しを行う。また、その他の歳出分野についても、同様に、歳出改革に取り組む。

#### ① 公共投資

歳出改革を進める中で、今後とも公共投資に関する改革を継続する。都市と地方の「自立と共生」の考え方を踏まえつつ、地域の自立・活性化、国際物流ネットワークの構築等による我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等を推進するため、真に必要な公共投資を選別する観点から、整備水準や施設の利用状況等を踏まえた事業のメリハリ付けを行うとともに、コスト縮減や入札改革を進め、更なる重点化・効率化を図る。地域間の予算配分は整備状況や必要性等地域の実情を踏まえて弾力的に行う。

既存ストックの有効活用、効率的・計画的な維持管理・更新による長寿命化、PFIを通じた更なる民間活力の活用、規格の見直し等による効率的な公共事業の実施に努め、平成20年度以降についてもこれまでと同様の厳しいコスト縮減計画を新たに策定し、コスト縮減を引き続き強力に推進する。

国・地方を通じて入札談合を廃絶し、一般競争方式の拡大や総合評価方式の拡充等による入札・契約制度の改革に取り組むとともに、引き続き事業評価結果の予算への反映を徹底するなど、事前・事後の事業評価の充実

及び厳格な適用を実施する。

道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する具体策」(平成18年12月8日閣議決定)に基づき、改革を着実に実行する。

## ② 社会保障

少子高齢化が進展する中で、経済・財政と均衡がとれ、将来にわたり持 続可能な制度を構築するため、改革努力を継続する。

平成20年度予算においては、医療について、勤務医対策や地域医療の確保等サービスの質の維持・向上を図りつつ効率化によるコスト削減努力を行う観点から、メリハリの効いた診療報酬・薬価等の見直しや、先発品に比べて薬価の安い後発医薬品の普及促進等を行うことをはじめ、所要の措置を講ずる。

このほか、医療・介護については、「医療・介護サービスの質向上・効率 化プログラム」に定めた目標の実現に向けて、実効性のある改革の取組を 進める。

### ③ 地方財政

平成20年度予算においても、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に則り、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。

財政面からも地方が自立できるよう、地方税財政の改革に取り組む。

国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源 移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討す る。

法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在是正について、具体策を策定し、その格差の縮小を目指す。また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。

地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日)等を踏まえ、より一層積極的に地方行革に取り組む。

## (税制改革)

税制については、「基本方針2007」を踏まえ、高齢化に直面する中で、成長力を高め、21世紀の我が国にふさわしい税制を構築する。歳出改革等を実施

した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増については、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。今後、国民的な合意を目指して、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組む。

## (予算制度改革)

「基本方針2007」に沿って、歳出・歳入を一体的にとらえ、戦略的かつ効果的な予算編成を行う。また、「進路と戦略」に沿って、財政健全化の中期目標との整合性を確保する。政策評価の一層の改善・充実を図りつつ、予算書・決算書の表示科目の単位と政策評価の単位とを原則として対応させ、政策評価と予算・決算との連携強化を更に進める。さらに、各府省が公表している財務情報等の活用を図る。

## Ⅲ 「希望と安心」の国に向けた予算の重点化・効率化

「希望と安心」の国を実現する観点から、「重点施策推進要望」も踏まえ、以下に掲げる取組で政策効果が顕著なものについて重点的かつ効率的に推進し、メリハリの効いた配分を行う。また、歳出の無駄の排除を徹底するため、施策の推進に当たっては、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、成果目標、政策手段等を明確に掲げ、PDCAサイクルを着実に実施する。

## 1 活力ある経済社会の実現

## (成長力強化に向けた取組)

「基本方針2007」を踏まえ、成長力強化のカギとなる労働生産性を引き上げる観点から、

- ① 人材と中小企業という経済の基礎力を高めるための戦略(職業能力形成を目指す「ジョブ・カード」制度の導入、「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の推進、「中小企業生産性向上プロジェクト」による中小企業等の生産性向上と最低賃金の引上げ、国・地方の円卓会議の開催等)
- ②生産性水準が低いサービス産業等の革新や地域経済建て直しのための 戦略(ITによる生産性向上・ICT産業の国際競争力強化等のIT 革新、地域経済の成長力向上、「規制の集中改革プログラム」等を踏ま え改定される「規制改革推進のための3カ年計画」に基づく改革、「サ

- ービス産業生産性協議会」を活用したサービス・イノベーションの促 進等)
- ③成長分野を伸ばし、創造力を高める戦略(新しいSBIR制度 の順次導入、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」、世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制の整備、大学(大学院を含む)のカリキュラム改革、健全性を確保した奨学金の充実、国際的な大学間の相互連携、留学生政策の推進や9月入学の促進、世界最高水準の大学院形成、「大学地域コンソーシアム」の形成、高等教育の基盤的経費や競争的資金の確保と重点的・効率的な投資、確定拠出年金の拠出の在り方の見直し検討、ベンチャー企業への資金供給促進のための税制を含む環境整備の検討、産学官連携の推進等)

## を推進する。

また、研究開発・人材育成・IT等民間投資の加速を図るなど、「経済成長戦略大綱」を推進する。さらに、科学技術の振興を図るため、「第3期科学技術基本計画」及び「イノベーション25」を踏まえ、次世代投資の充実、社会還元を加速するプロジェクト、分野別の戦略的な研究開発、多様な基礎研究等を推進する。また、高信頼性産業の育成や世界最先端を目指した知的財産戦略等を推進する。

#### (グローバル化の推進)

「アジア・ゲートウェイ構想」を具体化するため、「基本方針2007」に沿って、航空自由化(アジア・オープンスカイ)等の取組を着実に推進する。観光立国の実現に向け、「観光立国推進基本計画」(平成19年6月29日閣議決定)に基づく施策を政府一丸となって推進する。平成19年内を目途に取りまとめる「金融・資本市場競争力強化プラン(仮称)」に基づき、金融・資本市場の競争力を強化する。WTO、EPAの取組を強化する。在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力を強化する。

#### (誰もが能力を発揮して働ける環境づくり)

働く人一人ひとりが自らの能力を活かし、安定した仕事に就いて、将来に希望をもって暮らせる社会の実現を目指す。具体的には、職業能力の向上をはじめとする総合的な支援により、フリーターの常用雇用化を推進するとともに、地域において支援を必要とするニート等の若者を対象に、職業的自立に向けた支援を拡充する。また、女性や高齢者、障害者など様々な事情や

<sup>\*1</sup> SBIR (Small Business Innovation Research)

困難を抱える人が就労できるよう積極的に支援する。さらに、パートタイム 労働者等の非正規労働者と正規労働者との間の賃金などにおける処遇の均衡 や、非正規雇用の正規雇用への転換等を図る施策を推進する。

## 2 地方の自立と再生

## (地方再生)

内閣に置かれた地域活性化統合本部会合を中心に、「地方再生戦略」に基づき、省庁・施策横断による総合的な支援を行う。そのため、内閣官房地域活性化統合事務局に地域ブロック別担当制を導入し、相談段階から支援の実施まで一貫してフォローする。支援に当たっては、地域の創意工夫や発想に基づく自由な取組の立ち上げを包括的に支援する「地方の元気再生事業」を創設し、これを契機とする等により、各省庁の支援策を有機的の視点で「地方都市」、「農山漁村」、「基礎的条件の厳しい集落」の3類型に分けてとらえ、①生活者の暮らしの確保(医療、福祉、居住、安全確保環境保全、公共交通、情報通信基盤等)、②地域が持続的に経済・社会会活では、農林水産業・建設業・中小企業の再生等)、③地域内外にわたる交流を通じた地域の発展(観光、二地域居住、幹線交通等)という3分野を柱に、雇用、教育、都市機能、地域コミュニティ等の分野を含めて施策を体系化し、一体的な施策展開を図る。

また、地方再生に向けた総合的な戦略と連携して、地域の中規模企業や第3セクターの事業再生の支援と面的再生に向けた取組を地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構の創設に向けた具体的検討を進める。地方税財政上の対応としては「地方と都市の共生」の考え方の下、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠を確保し、条件不利地域の状況や行革努力も勘案して、重点的に配分する。その財源は、地方税の偏在是正により生じる財源を活用する。

#### (中小企業の生産性向上)

我が国の経済成長の原動力である中小企業の多くが、景気回復の恩恵を受けられるよう、下請取引の適正化や事業承継の円滑化、中小企業の生産性向上に向けた取組などについて、政策資源を有効に活用しつつ、強力に推進する。

## (活力ある農林水産業)

「攻めの農政」を基本に、支援対象の重点化・施策の「選択と集中」の強化を引き続き図る。高齢者や小規模農家も安心して農業に取り組める環境を目指しつつ、引き続き意欲と能力のある農家の体質強化に向けて、「21世紀新農政2007」を着実に実施する。耕作放棄地ゼロを目指し、農地の有効利用を促進するため、農地の「所有から利用へ」の観点から抜本的な農地改革を順次具体化する。力強い水産業の確立を目指し、「水産基本計画」(平成19年3月20日閣議決定)を着実に実施する。林業・木材産業の再生を図る。

## 3 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現

(信頼でき持続する社会保障制度の整備)

自立と共生の理念に基づき、将来にわたり持続可能で、皆が安心できる社 会保障制度を構築する。

年金については、これを受け取る方々の立場に立って、年金記録問題に着実に取り組むとともに、組織や運用の見直しなど、年金を巡る諸問題の解決に取り組む。基礎年金国庫負担割合については、「平成16年改正法」に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げることとする。

医療・介護については、国民にとって安心できる医療・介護体制を確保するため、小児科・産婦人科などの医師不足の解消策、介護人材の確保、救急患者の受入れを確実に行うためのシステム作りなどの救急医療の充実を図る。肝炎対策について、インターフェロン治療に対する医療費助成をはじめ、検査から治療まで継ぎ目のない仕組みを構築するための新しい肝炎総合対策を推進する。原爆被爆者対策を総合的に推進する。また、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けて所要の措置を講じるとともに、「障害者基本計画」の新たな重点施策実施計画に基づく障害者施策に取り組む。

(次世代のための環境づくり)

## ① 教育再生

学校のみならず、家庭、地域、行政が一体となって、教育の再生に取り 組む。

このような視点から、学力向上を目指した国語・理数・英語などの充実、 教員免許更新制導入に向けた取組、全国学力・学習状況調査結果の検証・ 活用、特別支援教育の推進、定数の適正化などを図る。また、心と体の調 和の取れた人間形成を目指し、高い規範意識を身につけさせる取組の充実、 体験活動の推進、家庭教育支援や育児相談の充実、「放課後子どもプラン」 の全国での実施、学校運営協議会の設置促進などを進める。教員が子ども たちと向き合う時間の大幅な増加やメリハリのある教員給与体系の実現に 取り組む。

その際、歳出・歳入一体改革を進めつつ、重点化・効率化を徹底しながら、メリハリをつけて教育再生に真に必要な施策を着実に推進する。

## ② 安心して子どもを産み育てる環境の整備

国民の希望する結婚・出産・子育てを実現できる社会とするため、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」並びに「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(仮称)及び「行動指針」(仮称)を年内に策定し、働き方の改革による男女双方の仕事と生活の調和の実現、多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援の社会的基盤の充実の2つの取組を、車の両輪として進める。

このために必要な財源については、その負担を次世代に先送りすることなく、現時点で手当をするよう、税制改革の議論と並行して引き続き検討を進めるとともに、包括的な次世代育成支援を行うための社会全体(国・地方・事業主・個人)の負担のあり方・制度的枠組みの検討に早急に着手する。

## (地球環境と両立する社会への転換)

平成20年度から京都議定書の約束期間が開始されるに当たり、その削減目標を確実に達成するため、平成19年度中に改定される京都議定書目標達成計画に基づき、効果的な政策手段により、省エネ性能の高い住宅・建築物や機器の普及促進、「1人1日1kgCO2削減キャンペーン」等の国民運動の展開などの業務・家庭部門対策をはじめ、中小企業の排出削減対策、バイオマス等新エネの導入、原子力の推進、森林の整備・保全等の森林吸収源対策、京都メカニズムの活用等の取組を加速する。

「美しい星50」(平成19年5月24日)に示された、2050年までに世界の温室効果ガス排出量を半減するとの長期目標の実現のため、北海道洞爺湖サミットも念頭に、「革新的技術開発」や「低炭素社会」のビジョンづくりを進め、世界に働きかけるとともに、2013年以降の実効的な枠組み構築を目指し、途上国支援のための新たな「資金メカニズム」の構築に向けた取組や、エネルギー効率向上、原子力の安全で平和的な利用拡大及び途上国の公害対策と温暖化対策の一体的取組のための国際的取組を推進する。また、排出量取引、経済的インセンティブ等の手法を、施策の効果や経済への影響など幅広い観点から検討する。

さらに、「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月1日閣議決定)に示され

た生物多様性保全、3Rを通じた持続可能な資源循環の確保等の戦略を推進する。また、廃棄物の減量、資源の節約、及び国民の住宅に対する負担軽減のため、住宅の寿命を延ばす「200年住宅」に向けた取組を進める。

## (生活における安全・安心の確保)

国民の安全と安心の確保は、政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤であるとの認識の下、真に消費者・生活者の視点に立った行政に発想を転換し、以下の施策に取り組む。

国民生活の安心を確保するために必要な、緊急に講ずる具体的な施策について、年内を目途に取りまとめる。

住まいや身近な施設、製品等の安全性の確保、安全で安心できる交通の確保に努めるとともに、バリアフリー環境の整備に取り組む。適正な食品表示の徹底や輸入食品の監視強化など食の安全と消費者の信頼の確保、食料供給力の維持・向上を図るほか、新たな感染症への対策等に取り組む。

地域と連携しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組や犯罪被害者等への支援の充実を図るほか、銃器対策の強化や組織犯罪、国際的な犯罪、サイバー犯罪等への対策を推進する。また、北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。司法制度改革及び情報セキュリティ対策の強化等を進める。

地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模な地震や水害・土砂災害等に備え、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際、防災拠点の耐震化等の機能強化や宇宙関連技術等を活用した災害情報の迅速な提供等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。

原油価格の高騰等内外情勢の変化も踏まえ、安全保障、環境保全、経済成 長の観点から戦略的な資源・エネルギー政策を推進する。

我が国をめぐる安全保障情勢を踏まえ、弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への実効的な対応等を図りつつ、総合的な取得改革により防衛装備品の調達の合理化等を行いながら、効率的な防衛力の整備を推進する。また、政府の情報機能の強化を図る。

新たな海洋立国の実現に向けて、海洋基本計画を策定し、海洋に関する施 策に総合的に取り組む。宇宙の利用等を推進する。

### (多様なライフスタイルを支える環境整備)

国民一人ひとりが豊かな生活を実感できるように、民間や地域の自主的な活動を尊重しながら、多様なライフスタイルの追求に向けた環境整備に取り組む。

幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。いじめ、不登校、児童虐待等への対応を進めるとともに、次代を担う青少年の健全育成を推進する。

我が国の文化力の向上や伝統の継承に必要な措置を講じ、文化財の保護、 日本文化の戦略的発信等を図る。また、生涯スポーツ社会の実現、我が国の 国際競技力の向上、児童生徒の運動能力や体力の向上を図る。さらに、国民 運動としての食育を推進する。高齢者等の居住の安定確保を図る。地域の暮 らしを守る有害鳥獣対策に取り組む。

NPO、社会的起業家、自治会等コミュニティ活動を行う主体などの「公」の担い手の活動やネットワーク化を促進する環境整備を進める。

## 平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

(平成 19 年 12 月 19 日 閣 議 了 解

## 1. 平成19年度の経済動向及び平成20年度の経済見通し

## (1) 平成19年度及び平成20年度の主要経済指標

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	<del></del>		対前年度	比增減率	,							
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	平成1	8年度	平成1	9年度	平成2	0年度						
	兆円	兆円程度	兆円程度	%	%	%程度	%程度	%程度	%程度						
	(名目)	(名目)	(名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)						
国内総生産	511.9	516.0	526.9	1.6	2,3	8.0	1.3	2.1	2.0						
民間最終消費支出	291.4	294.4	297.8	1.3	1,7	1.0	1.3	1.2	1.3						
民間住宅	18.8	16.7	18,5	2.4	0.2	<b>▲</b> 11.2	▲ 12.7	10.4	9.0						
民間企業設備	81.0	82.4	85.6	6.2	5,6	1.7	0.9	3.9	3.3						
民間在庫品增加 ()內は寄与度	2.3	2.3	3.0	(0.2)	(0.2)	(▲ 0.0)	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.1)						
財貨・サービスの輸出	83,9	91.6	97,5	12.0	8.2	9.1	7.1	6,5	5.2						
(控除)財貨・サービスの輸入	76.8	82.9	87.2	12.2	3.0	0.8	1.5	5.2	3.6						
内需寄与度				1.5	1,5	0.5	0,5	1,8	1.7						
民需寄与度				2.0	1.9	0.4	0.4	1.8	1.7						
公需寄与度	· _			▲ 0.5	▲ 0,4	0.0	0.0	0.0	0.0						
外需寄与度				0.1	8.0	0.3	0.9	0.3	0.4						
労働·雇用	万人	万人程度	万人程度		%	%程度		%程度		%程度		%程度			%程度
労働力人口	6,660	6,665	6,675		0.1		0.1		0.1						
就業者総数	6,389	6,410	6,425		0.4		0.3		0.2						
雇用者総数	5,486	5,525	5,565		1.2		0.7		0.7						
完全失業率	%	%程度	%程度												
元主人来华	4.1	3.9	3.8		***************************************										
生産	%	%程度	%程度												
鉱工業生産指数·增減率	4.8	2.4	2.2												
物価	%	%程度	%程度												
国内企業物価指数·変化率	2.1	1.8	0.6												
消費者物価指数·変化率	0.2	0.2	0.3												
GDPデフレーター・変化率	<b>▲</b> 0.7	<b>▲</b> 0,5	0.1												
国際収支	<b>兆</b> 円	兆円程度	兆円程度		%		%程度		%程度						
貿易・サービス収支	8.2	9.7	11.2												
貿易収支	10.5	12.1	13.2												
輸出	73.7	80.2	85.4		13.0		8.9		6.4						
輸入	63,2	68.1	72.1		13.6		7.8		5.9						
経常収支	21.2	25,1	26.1												
なめのすがる 日へつりは	%	%程度	%程度												
経常収支対名目GDP比	4.1	4.9	4.9		***************************************										

### (2) 平成19年度の経済動向

景気は、一部に弱さがみられるものの、回復している。

平成19年度の我が国経済は、企業部門の底堅さが持続し、景気回復が続くと見込まれるものの、改正建築基準法<sup>1</sup>施行の影響により住宅建設が減少していること等から、回復の足取りが緩やかになると見込まれる。

物価の動向をみると、消費者物価指数は、石油製品等の上昇により上昇すると見込まれる。

こうした結果、平成19年度の国内総生産の実質成長率は、1.3%程度(名目成長率は0.8%程度)になると見込まれる。

一方、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動、原油価格 の高騰等が我が国経済に与える影響については注視する必要がある。

## (3) 平成20年度の経済見通し

平成20年度においては、世界経済の回復が続く下、19年度に引き続き企業部門の 底堅さが持続するとともに、家計部門が緩やかに改善し、「自立と共生」を基本とし た改革への取組の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取組等により、物価 の安定の下での民間需要中心の経済成長になると見込まれる。

こうした結果、平成 20 年度の国内総生産の実質成長率は、2.0%程度(名目成長率は2.1%程度)になると見込まれる。

なお、19 年度に引き続き、海外経済の動向などにみられるリスク要因が我が国経 済に与える影響については注視する必要がある。

#### ①実質国内総生産

(i) 民間最終消費支出

雇用・所得環境が緩やかに改善することから、緩やかに増加する(対前年度比 1.3%程度の増)。

(ii) 民間住宅投資

改正建築基準法施行の影響による減少から回復する(対前年度比 9.0%程度の 増)。

(iii) 民間企業設備投資

底堅い企業収益に支えられ、改正建築基準法施行の影響から回復することもあり、引き続き増加する(対前年度比3.3%程度の増)。

(iv) 公需

歳出改革の推進により、公的固定資本形成が減少し、政府最終消費支出も抑制 されることから、概ね前年度並みとなる(実質経済成長率に対する公需の寄与度 0.0%程度)。

(v) 外需

<sup>「</sup>建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第92号)

世界経済の回復が続く下で、引き続き増加する(実質経済成長率に対する外需 の寄与度 0.4%程度)。

### (2) 労働·雇用

厳しさが残るものの緩やかに改善し、完全失業率は前年度に比べ若干低下する(3.8%程度)。

### (3)鉱工業生産

内需、外需がともに増加することから、引き続き増加する(対前年度比 2.2%程度の増)。

#### 4)物価

国内企業物価(対前年度比 0.6%程度の上昇)及び消費者物価(対前年度比 0.3%程度の上昇)は、緩やかに上昇する。GDPデフレーターの変化率は、プラスに転じる(対前年度比 0.1%程度の上昇)。

## ⑤国際収支

世界経済の回復が続く下で、輸出入とも増加する。所得収支の大幅な黒字が続く中、 経常収支黒字はやや拡大する(経常収支対名目GDP比4.9%程度)。

- (注1) 本経済見通しにあたっては、「2. 平成20年度の経済財政運営の基本的態度」 に記された経済財政運営を前提としている。
- (注2) 世界GDP (日本を除く)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を 置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測 あるいは見通しを示すものではない。

W. (1)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
世界GDP(日本を除く) の実質成長率(%)	3. 6	3.4	3. 2
円相場(円/ドル)	116. 9	115. 6	111. 2
原油輸入価格(ドルノバレル)	63. 6	75. 3	83. 0

## (備考)

- 1. 世界GDP (日本を除く) の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基 に算出。
- 2. 円相場は、平成19年11月1日~11月30日の1か月間の平均値(111.2円/ドル)で平成19年12月以後一定と想定。
- 3. 原油輸入価格は、平成19年11月1日~11月30日の1か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加して同年12月分を想定、同年9月1日~11月30日の3か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(83.0

## ドル/バレル)で平成20年1月以後一定と想定。

(注3) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことにかんがみ、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

## 2. 平成20年度の経済財政運営の基本的態度

政府は、「希望と安心」の国の実現に向け、「自立と共生」の理念に基づき、安定した経済成長を図るとともに改革を進め、①活力ある経済社会の実現、②地方の自立と再生、③国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図る。

「基本方針 2006」<sup>2</sup>「基本方針 2007」<sup>3</sup>等を踏まえ、成長力強化及び地方の自立と再生に取り組むとともに、財政健全化に向けた歳出・歳入一体改革等を進める。

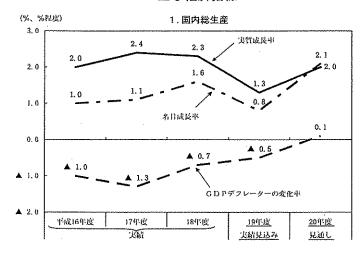
民間需要主導の持続的成長を図り、これと両立する安定的な物価上昇率の定着に向け、政府と日本銀行は、マクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、政策運営を行う。

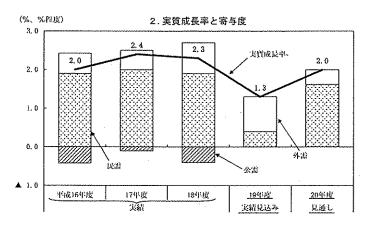
今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

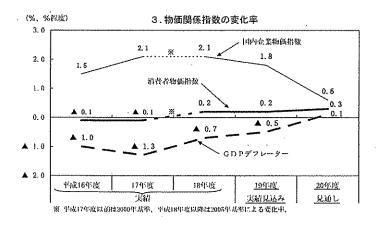
<sup>2 「</sup>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)

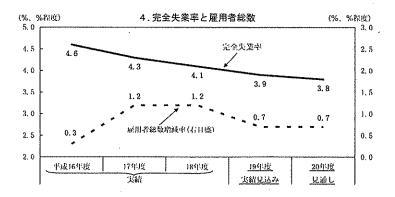
<sup>3 「</sup>経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)

## 主な経済指標









# 資料3

平成20年度一般会計歳入歳出概算

平成19年12月24日 (単位 百万円)

区	分	前年度予算額(当初)(A)	平成20年度概算額(B)	比 較 増 △ 減 額 (B-A)	伸 率
歳	入	·			%
1. 租	税及印紙収入	53, 467, 000	53, 554, 000	87, 000	0.2
2. そ	の他収入	4, 009, 808	4, 159, 340	149, 532	3.7
3. 公	債 金	25, 432, 000	25, 348, 000	△ 84,000	△ 0.3
合	計	82, 908, 808	83, 061, 340	152, 532	0.2
歳	出				
1. 国	债 费	20, 998, 807	20, 163, 230	△ 835, 577	Δ 4.0
2. 地等	方交付税交付金	14, 931, 618	15, 613, 609	681, 991	4. 6
3. —	般 歳 出	46, 978, 383	47, 284, 501	306, 118	0.7
合	計	82, 908, 808	83, 061, 340	152, 532	0.2

<sup>(</sup>注) 計数整理の結果、異動を生ずることがある。

## 平成20年度一般会計歳出概算主要経費別內訳

平成19年12月24日 (単位 百万円)

事 項	前年度予算額 (当初)(A)	平成20年度概算額(B)		増 △ 減 額 (B-A)	伸導	ξξ 
(社会保障関係費)			-			%
1. 生 活 保 護 費	1, 982, 011	2, 005, 336		23, 325	1.	2
2. 社 会 福 祉 費	1, 579, 411	1, 658, 895		79, 484	5.	0
3. 社 会 保 険 費	16, 942, 548	17, 513, 240		570, 692	3.	4
4. 保健衛生対策費	415, 191	409, 406	Δ	5, 785	Δ 1.	4
5. 失 業 対 策 費	221, 735	195, 557	Δ	26, 178	Δ 11.	8
<u></u>	21, 140, 896	21, 782, 434		641,538	3.	0
( +d/) TO as shorts ask term (TA) This	`					
(文教及び科学振興費) 1.義務教育費国庫負担金	1 665 019	1, 679, 576		13, 664	0.	0
<ol> <li>義務教育費国庫負担金</li> <li>科学技術振興費</li> </ol>	1, 665, 912 1, 347, 699	1, 362, 778		15, 079	1.	
3. 文 教 施 設 費	114,614	115, 508		894	0.	
4. 教育振興助成費	2, 013, 517	2, 004, 138	Δ	9, 379	O.	
5. 育 英 事 業 費	143, 858	. 150, 188	۲	6, 330	1.	
J. H. 火 事 来 员   計	5, 285, 600	5, 312, 188		26, 588	0.	
μ	3, 200, 000	0, 012, 100		20, 000	0.	
国 債 費	20, 998, 807	20, 163, 230	Δ	835, 577	△ 4.	0
( 恩 給 関 係 費 )				·		
1. 文官等恩給費	32, 060	28, 854	Δ	3, 206	△ 10.	Ω
2. 旧軍人遺族等恩給費	840, 158	775, 987		64, 171	△ 7.	
3. 恩 給 支 給 事 務 費	3, 287	2, 934	Δ	353	△ 10.	
4. 遺族及び留守家族等援 護費	48, 000	44, 452	Δ	3, 548	△ 7.	
計	923, 505	852, 227	Δ	71, 278	△ 7.	7
地方交付税交付金	14, 619, 635	15, 140, 120		520, 485	3.	6
地方特例交付金	311, 983	473, 489	Processor & Processor	161, 506	51.	8
防衛関係費	4, 801, 306	4, 779, 650	Δ	21, 656	Δ 0.	5

事 項	前年度予算額 (当初)(A)	平成20年度 概算額(B)	比	变増 Δ 減 額 (B-A)	伸	率
(公共事業関係費)						%
1. 治山治水対策事業費	980, 438	938, 934	Δ	41, 504	Δ	4. 2
2. 道 路 整 備 事 業 費		1, 483, 533	Δ	58, 654	Δ	3. 8
3. 港湾空港鉄道等整備事業費		496, 465		17, 167	Δ	3. 3
4. 住宅都市環境整備事業費	1, 640, 636	1,610,065	Δ	30, 571	Δ	1. 9
5. 下水道水道廃棄物処理 等施設整備費	979, 884	926, 689	Δ	53, 195	. 🛆	5. 4
6. 農業農村整備事業費	674, 656	667, 736	Δ	6, 920	Δ	1.0
7.森林水産基盤整備事業費	314, 504	296, 572	Δ	17, 932	Δ	5.,7
8. 調整費等	228, 668	242, 458		13, 790		6. 0
小計	6, 874, 605	6, 662, 452	Δ	212, 153	Δ	3. 1
9. 災害復旧等事業費	72, 674	72, 699		25		0.0
計	6, 947, 279	6, 735, 151		212, 128	Δ	3. 1
経済協力費	691, 271	665, 983	Δ	25, 288	Δ	3. 7
中小企業対策費	164, 009	176, 051		12, 042		7. 3
エネルギー対策費	864, 284	865, 509		1, 225		0. 1
食料安定供給関係費	855, 460	858, 179		2, 719		0. 3
産業投資特別会計へ繰入	20, 286		Δ	20, 286		,mapm
その他の事項経費	4, 934, 487	4, 907, 129	Δ	27, 358	Δ	0.6
予 備 費	350, 000	350, 000		0		0.0
合 計	82, 908, 808	83, 061, 340		152, 532		0. 2

## 資料4

## 平成20年度地方財政収支見通しの概要

平成20年1月22日現在

		<b>,</b>	·	·	平成20年1月22日現在
	項目	平成20年度(見込)	平成19年度	増減率 (見込)	備考
	地 方 税	404,703 億円	403, 728 億円	0.2 %	1 交付税特別会計借入金
	地方譲与税	7,027 億円	7,091 億円	▲ 0.9%	・平成20年度末見込み 約33.6兆円
歳	地方特例交付金等	4,735 億円	3,120 億円	51.8 %	2 地方の借入金残高 ・平成20年度末見込み
	地方交付税	154,061 億円	152,027 億円	1.3 %	約197兆円
	地 方 債	96,055 億円	96,529 億円	▲ 0.5%	
入	うち臨時財政対策債	28,332 億円	26,300 億円	7.7 %	
	歳 入 合 計	約 834,000 億円	831, 261 億円	約- 0.3%	
	「一般財源」	598,858 億円	592, 266 億円	1.1 %	
	給与関係経費	約 222,100 億円	225, 111 億円	約 🛦 1.4%	
	退職手当以外	約 198,200 億円	201,283 億円	約 🛦 1.5%	
	退職手当	約 23,900 億円	23,828 億円	約 0.2%	
	一般行政経費				
APPPROPRIATION OF THE PROPRIATION OF THE PROPRIATIO	うち単独分	約 138,400 億円	139,510 億円	約 ▲ 0.8%	
歳	地方再生対策費	4,000 億円		皆増	
	公 債 費	約 133,800 億円	131, 496 億円	約 1.7%	
	投 資 的 経 費				
	うち単独分	約 83,300 億円	85,884 億円	·約 ▲ 3.0%	
出	公営企業繰出金	約 26,400 億円	27, 249 億円	約 🛕 3.3%	
	うち企業債償還費 普通会計負担分	約 18,100 億円	18,915 億円	約 🔺 4.4 %	
	水 準 超 経 費	約 24,500 億円	23,500 億円	約 4.3%	
	歳出合計	約 834,000 億円	831,261 億円	約 0.3%	
	(地方再生対策費を除く)	〔約 830,000 億円〕	〔 831,261 億円〕	(**) ▲ 0.2 %)	
	地方一般歳出	約 657,600 億円	657, 350 億円	約 0.0%	
	(地方再生対策費を除く)	〔約 653,600 億円〕	〔  657,350 億円〕	〔約 ▲ 0.6%〕	

<sup>(</sup>注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

## 平成20年度地方交付税総額算定基礎

Г		平成20年度		平成19年度		增 )	或 額		万円、%) 成 率
	区 分	当初予算額	当初予算額	· 補正額	補正後	A-B	A-D	E/B	F/D
<u> </u>		A	В	<u>C</u>	B+C D	E.	F	(%)	(%)
	所 得 税 (A)	16,279,000	16,545,000	-447,000	16,098,000	-266,000	181,000	-1.6	1.1
B	酒 税(B)	1,532,000	1,495,000		1,495,000	37,000	37,000	2.5	2.5
	二税計(ア)	17,811,000	18,040,000	-447,000	17,593,000	-229,000	218,000	-1,3	1.2
	法人税(イ)	16,711,000	16,359,000	-396,000	15,963,000	352,000	748,000	2.2	4.7
税	消費税(ウ)	10,671,000	10,645,000	-73,000	10,572,000	26,000	99,000	0.2	0.9
L	たばこ税 (エ)	894,000	926,000		926,000	32,000	-32,000	-3.5	-3.5
	(ア)×32%	5,699,520	5,772,800	-143,040	5,629,760	-73,280	69,760	-1.3	1.2
	(1)×34%	5,681,740	5,562,060	-134,640	5,427,420	119,680	254,320	2.2	4.7
-	(ウ)×29.5%	3,147,945	3,140,275	-21,535	3,118,740	7,670	29,205	0.2	0.9
	(エ)×25%	223,500	231,500		231,500	-8,000	-8,000	-3.5	-3.5
	小 計	14,752,705	14,706,635	-299,215	14,407,420	46,070	345,285	0.3	2.4
般	当該年度国税決算に伴う 精算分	-200,000				-200,000	-200,000	皆 減	皆 减
	過年度精算分	-87,000	-87,000	, sage	87,000				
	小 計(法定五税分)	14,465,705	14,619,635	-299,215	14,320,420	-153,930	145,285	-1.1	1.0
会	法附則第4条の2第2項に基 づく加算額	200,000		****		200,000	200,000	皆 増	皆 増
	法附則第4条の2第3項に基 づく加算額	474,415		299,215	299,215	474,415	175,200	省 増	58.6
計	臨時財政対策特例加算額		,			_	2000		
	計 (一般会計 <b>繰入れ</b> )	15,140,120	14,619,635		14,619,635	520,485	520,485	3.6	3.6
		160	200		260	100	100	20.6	20.6
特	返 還 金 特別会計借入金	<u>162</u>	268		268	-106 -		-39.6 _	-39.6
别				E00.000	, e v	E00.000		سد طط	
会	借入金償還額		-586,900	586,900		586,900	<del>.</del> .	省 増	
計	借入金等利子充当分	-571,100	-566,100		-566,100	-5,000	-5,000	0.9	0.9
nr l	剰余金の活用	250,000	215,000	. <u>-</u>	215,000	35,000	35,000	16.3	16.3
	前年度からの繰越分	586,900	1,520,841	 	1,520,841	-933,941	-933,941	-61.4	-61.4
	翌年度への繰越分		<u> </u>	-586,900	-586,900	-	586,900		皆 増
Ш	ät	15,406,082	15,202,745		15,202,745	203,337	203,337	1.3	1.3
地方	수 하	15,406,082	15,202,745	V	15,202,745	203,337	203,337	1.3	1.3
方交付税	内 普通交付税	14,481,565	14,290,328		14,290,328	191,237	191,237	1.3	1.3
	訳 特別交付税	924,517	912,417	_	912,417	12,100	12,100	1.3	1.3

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

# 平成20年度 各種交付金計上額

(単位:億円、%)

·		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	· 1651 1 / / 0 /
20年度	19年度	増減額	増減率
747. 7	845. 1	△ 97.4	Δ 11.5
259. 4	259. 4	0. 0	0. 0
66. 0	66. 0	0. 0	0.0
1, 402. 8	1, 345. 6	57. 2	4. 3
216. 1	186. 4	29. 7	15. 9
0. 0	20. 6	Δ 20.6	皆減
60. 8	61. 4	Δ 0.6	Δ 1.0
6, 825. 0	7, 099. 0	Δ 274.0	△ 3.9
	747. 7 259. 4 66. 0 1, 402. 8 216. 1 0. 0	747. 7 845. 1 259. 4 259. 4 66. 0 66. 0 1, 402. 8 1, 345. 6 216. 1 186. 4 0. 0 20. 6 60. 8 61. 4	20年度

## 平成20年度地方債計画

(単位:億円、%)

	r				# 117 · 3	思门、707
項目	平成20年度	平成19年度	差	31	増	減 率
<b>一</b>	計画額(A)	計画額(B)	(A) -	(B) (C)	(c)/	$(B) \times 100$
6n						
┃	10.074	10 407		raa		0.0
	18, 874	19, 467	$\triangle$	593	$\Delta$	3.0
	1, 603	1, 680	$\Delta$	77	$\triangle$	4.6
	403	408	$\triangle$	5	$\stackrel{\wedge}{\rightarrow}$	1. 2
	6, 241	6, 538	$\triangle$	297	$\Delta$	4.5
	1, 993	2, 068	$\Delta$	75	$\triangle$	3.6
	306	316	Δ	10	$\triangle$	3. 2
	1, 369	1, 505	Δ	136	$\triangle$	9.0
	1, 873	1, 949	Δ	76	Δ	3.9
	700	700	٨	0	,	0.0
5 一 般 単 独 事 業 (1) 一 般	25, 341	26, 562	Δ	1, 221		4.6
	3, 841	4, 254	Δ	413		9. 7
	870	900	$\Delta$	30	V	3. 3
	1, 260	1, 300	Δ	40	Δ	3. 1
	9, 500	9, 500	٨	700	_	0.0
(5) 臨 時 地 方 道   (6) 臨 時 河 川 等	8, 600 570	9, 300	Δ	700		7.5
(7) 臨時高等学校	570 700	587 701	Δ	17	\ \times	2. 9
	700	721	Δ ^	21	Ď	2. 9
	3, 213	3, 312	Δ,	99 1	$\triangle$	3.0
(1) 辺   地   対   策     (2) 過   疎   対   策	493	508	Δ	15	$\triangle$	3.0
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	2, 720	2, 804	<u> </u>	84	Δ	3.0
8行政改革等推進	636	667	Δ	31	Δ	4.6
9調整(不交付団体分)	4, 400 E0	4, 500		100	Δ	2. 2
9 嗣 是 ( 个 文 的 回 体 方 ) 計	50	50		0		0.0
	60, 761	63, 184	Δ	2, 423	Δ	3. 8
二公営企業債						
1 水 道 事 業	4, 263	4, 374	Δ	111	Δ	2. 5
2 工 業 用 水 道 事 業	259	295	Δ	36	Δ	12. 2
3 交 通 事 業	2, 798	2, 990	Δ	192	. 🛆	6.4
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	40	63	Δ	23	Δ	36. 5
5港湾整備事業	556	550		6		1.1
6病院事業	2, 865	2, 386		479		20. 1
7 介護サービス施設整備事業	22	20		2		10.0
8市場事業・と畜場事業	448	289		159		55. 0
9地域開発事業	1, 467	1, 374		93		6.8
10 下 水 道 事 業	14, 994	15, 275	Δ	281	Δ	1.8
11 観 光 そ の 他 事 業	71	108	Δ	37	Δ	34. 3
計	27, 783	27, 724		59		0.2
合 計	88, 544	90, 908	Δ	2, 364	Δ	2. 6

項目	平成20年度 計画額(A)	平成19年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三公営企業借換債	2, 000	2, 000	0	0.0
四臨時財政対策債	28, 332	26, 300	2, 032	7. 7
五 退 職 手 当 債	5, 900	5, 900	0	0.0
大 国 の 予 算 等 貸 付 金 債1 地方道路整備臨時貸付金2 その計	( 1,000) ( 1,127) ( 2,127)	( – ) ( 437) ( 437)	( 1,000) ( 690) ( 1,690)	(皆増) (157.9) (386.7)
総計	( 2, 127) 124, 776	( 437) 125, 108	( 1,690) △ 332	( 386.7) △ 0.3
内 普 通 会 計 分	96, 055	96, 529	Δ 474	Δ 0.5
訳公営企業会計等分	28, 721	28, 579	142	0. 5
資 金 区 分 公 的 資 金	4E 720	46.200	۸ 570	Λ 1 0
	45, 730 32, 400	46, 300 32, 800	ム 570 ム 400	Δ 1.2 Δ 1.2
公営企業金融公庫資金	2, 100	13, 500	△ 11, 400	Δ 1. Z Δ 84. 4
地方公営企業等金融機構資金	11, 230	-	11, 230	皆 増
(国の予算等貸付金)	( 2, 127)	( 437)		( 386.7)
民 間 等 資 金	79, 046	78, 808	238	0. 3
市場公募	34, 000	34, 000	0	0. 0
銀行等引受	45, 046	44, 808	238	0. 5

<sup>※</sup> 地方公営企業等金融機構法施行令(平成19年政令第384号)附則第2条の規定による改正後の地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)第4条第2号(平成20年10月1日施行)に規定する資金。

## (備 考)

- 1 平成21年度までの3年間で、「三 公営企業借換債」と合わせて5兆円程度の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行うこととし、繰上償還の財源として必要に応じ民間等資金による借換えについて同意(許可)することを見込んでいる。
- 2 地方税の減収が生じることとなる場合において発行する減収補てん債及び資金区分の変更等による借換えについて同意(許可)することを見込んでいる。
- 3 首都圏等整備事業は、一般補助施設等に移し替えている。
- 4 地域再生事業は、行政改革等推進に移し替えている。
- 5 国の予算等貸付金債の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく 貸付金を財源とするものであって外書である。

平成20年度の共済組合負担の組合別料率

				警察	都道府県	市町村	公立	 学校
	区 分		警察官	事務職	一般職	一般職	義 務 教育職	その他 教育職
長期	給	料			91. 9	532‰		
	期	末手当等		,	73. 5	626‰		
	公				. 2	2.7‰		
追	j	ル 費 用	71.9‰	63. 9‰	113. 3‰	43. 1‰	111. 7‰	70. 5‰
短期	給	料	52. 25‰	52. 25‰	50. 18‰	53. 86‰	46. 2	:5%
		短期+福祉	46, 65‰	46. 65‰	44. 96‰	48. 24‰	41.8	4‰
		育休介護手当金	0. 09‰	0. 09‰	0. 24‰	0. 25‰	0.3	0‰
		介護納付金	5. 51‰	5. 51‰	4, 98‰	4.81%	4. 1	1‰
		特別財政調整				0, 56‰		
	期	末手当等	41. 80‰	41.80‰	40. 13‰	43. 09‰	37. 0	0‰
		短期+福祉	37. 32‰	37. 32‰	35. 96‰	38. 59‰	33. 4	7‰
		育体介護手当金	0. 07‰	0.07‰	0. 19‰	0. 20‰	0. 2	4‰
		介護納付金	4. 41%	4. 41%	3. 98‰	3.85‰	3. 2	9‰
		特別財政調整				0, 45‰		
4	1	務費	240円	240円	240円	8,510円	240	H

<sup>(</sup>注1) 「長期」の「公経済」の率は、基礎年金拠出金に係る公的負担分で標準給与(掛金の標準となる給料の額 ×1.25 (特別職の職員等である組合員は1)と掛金の標準となる期末手当等との合計額)に対する率で ある。

<sup>(</sup>注2) 「長期」及び「短期」の負担金率については、平成15年4月1日から導入された総報酬制をベースとしている。